

刑政

刑務協會發行

第九號 第七卷

明治二十七年二月二十六日（第三種郵便物認可）
大正十三年九月一日發行（每月一冊）

指紋學會唯一の大原典出づ

司法部指紋部編纂

日本指紋法

四六版裝幀美天金アト刷
寫真版百頁總頁數參日五十頁
定價金二圓 内地送料十二錢

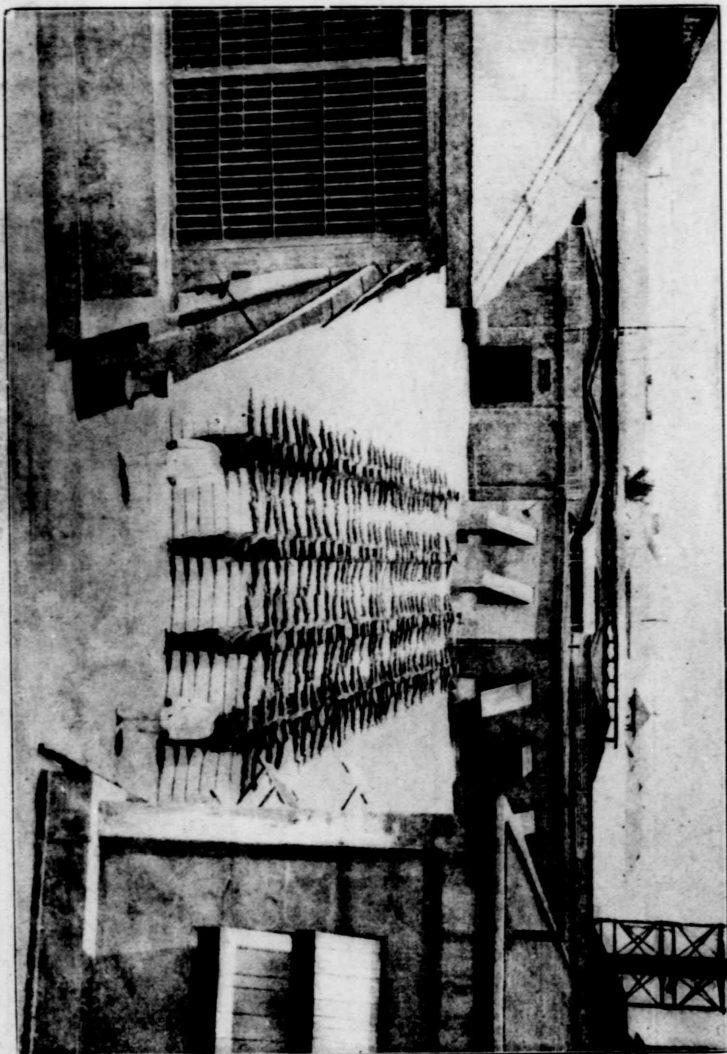
本書は現行の指紋分類を基礎とし從來の繁を去り素を補ひ簡要宜を得たるもの苟も指紋の原則を知らんとするものは本書によつて忽ち釋明さるゝことあるべし

- 完全なる指紋原紙にあらざれば前科ある者も之を發見することが出來ぬ
- 完全なる原紙を作成せんとするには指紋法分類上の知識が必要である
- 指紋分類上の知識を得んとするには本書に據らざるべからず

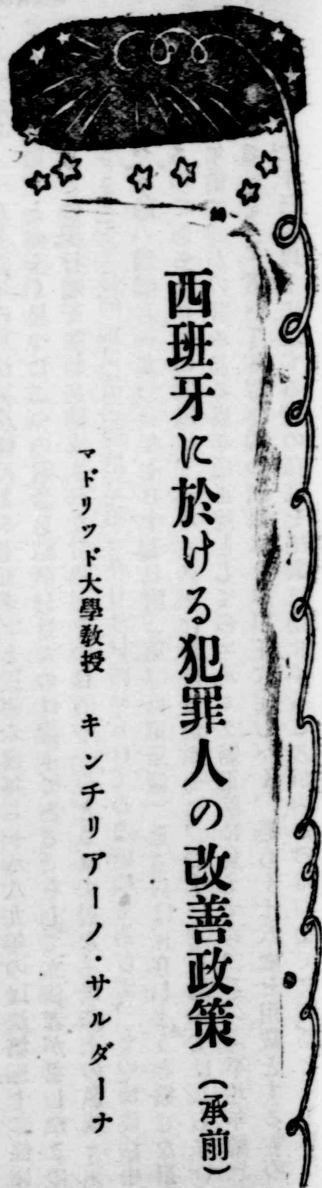
◀色特の書本▶

- 一、日本に於ける指紋法唯一の原典なること
- 二、分類上基礎確立したること
- 三、指紋法の革命たる觀あること
- 四、實物指紋及圖解豐富なること
- 五、分類統一の使命を有すること
- 六、實費を以て提供すること

發行所 司法部內 刑務協會 振替口座 東京二五〇九 電話 二九三三



ワット・ハウスに於ける受刑者の乗船機操（音楽に伴れし行ふもの）



西班牙に於ける犯罪人の改善政策 (承前)

マドリッド大學教授 キンチリアーノ・サルダーナ

一七 アルカラドウエナール矯正院 (Ecole de réforme d'Alcala de Henares)

—(一九〇一年—一九一五年)

A、變遷—この矯正院の沿革には二期の變遷が認められる。その第一期は刑務所内に於ける修道院 (Convent) の時代である。十九世紀の前半に於ては兵營として使用されて居た十七世紀時代の古い修道院 (Convent de Saint Thomas) は一八五三年五月二十五日に刑務所の管理に遷されて、三九二人の受刑者を収容するとなつた。第二の變遷は矯正院制度内に於ける刑務所の時代である。この時代に於ては、二十才以下の幼年受刑者がこの設備に収容されるとなつた (一八八八年八月十一日附勅令第四條)。「中央刑務矯正院」(Ecole centrale de réforme et correction pénitentiaire) の名稱の下に、正教育場の設立されたのは、漸く二十世紀の初めのことである (一九〇一年七月十七日附法律)。この矯正院は全然別離した二つの部、即ち幼年犯人部と教育及び懲戒部とに分れた (第一條第二項)。第一部には、刑期の如何に拘らず凡て十八歳未満の年少犯人が収容された。但し十八才以上の者であつても、

政刑 第七卷 第九号 目次

刑罰執行の目的	……………	(一)
西班牙に於ける犯人罪の改善政策	……………	
……………キンチリアーノ・サルダーナ (譯)	……………	(三)
行刑上に於ける學理と實驗	……………小菅刑務所長 有馬四郎助	(一〇)
……………文學士 佐々木生	……………	(一五)
減食果して有害なりや	……………保健技師 小々高一 左衛門	(二〇)
……………累犯と教誨と社會關係	……………巢鴨教誨師 加藤 教榮	(二五)
……………イタリヤ刑法の改正に就いて	……………野尻生 譯	(二八)
……………犯罪衝動に對する特效藥としての外科手術	……………同	(三九)
……………マニラのピリビド刑務所	……………同	(四二)
……………活動寫眞に就いて	……………寺崎 生	(四三)
……………教化用映画に對する感想	……………橋田 東 聲	(四六)
……………明治天皇御製謹解	……………作業技師 丹生左京亮	(五〇)
……………家具塗付上の心得	……………	(五三)
會 錄	……………	(六)

その者の刑期が満二十三才以前に満了する場合には、また等しくこの部に収容された。第二部に収容される者は、家庭のない十五才以上の少年と「親権による懲戒」に服せしむるために、その者の父母から托せられた少年である（第二條、第三條）。その後この設備は「少年犯罪人矯正院」(Reformatories)と改稱され、判決當時二十歳に満たざる者の刑を執行する目的のために、専ら供用されることになつた（一九〇三年八月八日附勅令、一九〇七年五月二十三日附勅令第一條、及び一九一三年五月五日附監獄法第一九五條）。適當なる刑務所とこれに欠くべからざる農園とがないために、一部尙ほ未設のまゝになつて居る少年犯罪人に對する「徒弟學校」(Ecole industrielle) 及び「農業殖民地」(Colonie agricole) は、この歴史的制度に由來するものである。

B. 年齢及び刑の制限 保護的矯正と教育的効果とを期すべきこの制度に存する二種の目的は體刑に處せられたる年少犯人と懲治刑に處せられたる年少犯人との保護に局限される。然るに、法律は「年少犯人」の用語の意味を特定して居る。即ちそれによれば、年少犯人とは「十五才以上二十三才未滿」の者を謂ふのである（一九一五年三月十八日附法律第一條）。しかし、立法者が、これを以て刑事未成年（一八七〇年の刑法第八條による十五才）と民事未成年（一八八九年の民法第三十二條による二十五歳）との全く異つた二つの觀念を結び付けたのは謬りである。そして立法者が犯したこの謬りは、初めこの現行矯正院制が構成された當時、その目的の一つとされて居た「民法上の懲戒」(Correction paternelle) 目的が（第三條第二項）今日最早認められてゐないにも拘らず、その構成法中に確立された年齢の制限（一九〇一年七月十七日附。第二條第三條）を、尙ほ保存しようとする事から來て居るのである。年齢の制限は、ボルヌタルに於けるがやうに、二十一才を越へてはならない。蓋しこの年齢は、かの著名なる成年矯正院としてのエルミラ矯正院に於てすら、その「平均年齢」をなして居ることを考へても、年齢の制限はそれ以下に定むべく、恐らく十八歳を相當とするものであらう。二十三歳以上に達する者の在院を絶対に禁止することが（この時期までに刑期を完了しない

ものはオカーナの成年矯正院に移送されねばならない——一九一五年の勅令第六條）、第一、この法律の犯した謬りを端的に明白して居るものである。

C. 勞働及び類型——「徒弟學校」(Ecole industrielle) と「農業殖民地」(Colonie agricole) との二つの性質に従つて、この混成矯正院は——この矯正院は分別された二個の刑務所を構成せねばならぬ。何故なればそれは性質の異つた二つの事柄に關するものだからである——一方に於て勞働を多種多様に類別すると同時に、他方に於ては在院者の本來の類型 (type) を考察することによりて、その二つの目的の達成に努力する、かやうにして、徒弟學校に於ては、また同時に農業勞働の方面をも出来るだけ發達させなければならぬとして、併し、その主調とするところは常に職工の勞働即ち工場勞働である（第五條）而して「徒弟學校」と「農業殖民地」とその何れに収容するかに就ては、第一に少年の出身地が都會であるか、農村であるかの點、彼等が犯罪前に従事して居た職業、並びに各自の肉體的傾向及び適性が考慮されねばならない（第七條）。これが爲に徒弟學校に於ては、出來るだけ多數の工場が施設される、蓋し少年をして各自その趣味に従つた職業を修得せしめ、且つそれを彼等の個人的事情と適性とに最も善く適合せしめんがためには、この多様な設備の完成が何よりも必要なことだからである。この關係は農業殖民地の方面に於ても同様であるのは言ふまでもない（第十七條）。

D. 分類と制度——この學校に収容せらるべき年齢の制限内——始期と終期との——に於て、在院者の年齢による分類は三部に區分される。即ち、第一部は、十五才乃至十八才、第二部は十八才乃至二十一才、第三部は二十一才乃至二十三才の在院者によりて構成される（第八條）。この分類制度は、「行狀の善惡によりて在院者の進級又は退級を定むる方法による累進的教育を趣旨とする制度」（第九條）と、毫も關係するものではなく、そこにはたゞアメリカの制度に倣つて、「期」(Periods) が「級」(classes) に代へられただけであつて——別にスペイン特有の階級制度 (systeme progressive)

を存するのである。即ち「在院者は次ぎの三階級に分たれる、——第一、觀察の階級 (classe d'observation) 第二、進展の階級 (classe d'avancement) 第三、退展の階級 (classe de régression) (第十條)。」——而して進展と退展とを主として決するものは、常に道徳的要素である (第十四條)。

E 階級、期間、及び識別標 (Classes, délais et signes distinctifs)——一九一五年の勅令によれば、第一階級所屬者は最短一ヶ月、最長二ヶ月の間この階級に止まるものであつて、彼等は凡て獨房生活に於てこの期間を過ぎねばならぬ。第二階級所屬者はその刑期の四分の三を満すために残存する期間共同生活を營む (第十一條)。従つて、第二級生は第一級生の中から選抜されることになるのである。第三階級には、第一級の落第者、第二の落第者並に懲戒罰を受けた者が包含される。そしてこの階級に止まる期間の長短は、在院者の行状次第で決定される (第十二條)。それ故に、この「退展」の階級は、決して第二級生の進級選抜によるものではなく、却つてその退級淘汰 (réaction à rebours) によりて形成されるものである。在院者に對して條件附釋放 (假退院) の恩典が詮議され得るために、最早刑期の四分の一しか残つて居ない場合に、在院者が何れの階級に止まるべきかは、別に法律に於て指定されては居ないが、しかしそれが第二階級であるべきは固より疑ひない。最後に、各階級の所屬は、徽章によつて識別される。即ち院生各自の制服——それは、色合に於ても形に於ても、出來得るかぎり、かの普通刑務所の受刑者に着用せしむるものとは區別されねばならぬ——に、その所屬階級に従つて、それぞれ特別な徽章が附けられる (第十七條)。行刑法 (一九一三年) に所謂「文盲者」(analphabètes) と名けられる者は、その者の教育が終るまで、常に左腕に五センチメートルの白色リボンを附する。それ故に、彼等は矯正院に於て、一つの新たな副階級を構成するのである。

F 學校及び工場——この模範矯正院は言ふまでもなく完備した學校である。即ちそれは同時に圖書館であり、博物館であり、また學校である。かくて、最上階の大廣間は、この制度の主腦部を構成する。そこには、院生各自に専用の机が備へ付けてある。そこには地理の教授に必要な近代的裝置、博物學用の動植物の標本その他が凡て完備して居る。マドリッドに於てすら、恐らくこれに匹敵する學校はない。この矯正院は、劃一的教授法によるものではなくて、院生の異つた教育程度が要求するだけの部に區分し且つこれに必要な員數の教師を配して行はれる段階的特殊教育の方法によるものである (第十八條)。

私の實見するところによれば、各工場に於ては、奇麗な玩具の類や、上靴のようなものは別として、立派なピアノやハルモニウムや、アメリカ式の壯麗な家具類までも作られて居るし、また電氣動力による可なり大規模な院内設備の印刷所からは、極めて完全な出版物が絶へず供給されて居るのであつて、その實況はさながらに、各種の工藝を綜合した一大工場の觀を呈して居るのである。即ちこの工場に於て、嘗ては人殺しであり盜跖であつた者が、今や生活のために最も必要な、最も有益な物品の生産に營々として居るのであるが、この過程の中には自のづから目に見えない一つの大きな神秘の手が働いて、社會戰爭によりて毀けられた彼等の凡ての良心を治愈し、回復すべき最も困難なる道徳的新造形の奇蹟を實現して行くのである。かやうにして凡ての矯正院は、一方に於て各受刑者が材料から製品への改作を營んで居る間に、他方に於ては、不知不識の間に、彼等の勞働によりて、また彼等自身が改造されつゝある一つの大きな社會的製作所を意味するものである。

G 保護會及個人的保護事業——アルカラ矯正院の設立に關する法律は、この矯正院の年少釋放者

に對する保護會 (Sociétés ou Associations de Patronage) の設立を豫定する (第二十條、第二十一條)。しかるにこの保護會は未だに設立されて居ない。そしてこの事實は恐らくヨーロッパの從來の遣り方を否認したものである。蓋し、同矯正院長は困難なる釋放者の保護監督を私立保護會の共同事業に托することの有効を信じて居ない。そして私もこの點に於ては全く同意見なのである。アルカラ矯正院では、エルミラに於けると同様に (宣誓釋放主義 Libération sur parole) 直接監督主義 (systeme direct) 言ひ換へれば、釋放期間中、釋放者を矯正院に直屬せしめ、各市に矯正院を代表する保護司を任命して——公吏として——これが監督の任に當らしめる主義を取つて居るのであるが、何れにしても假令保護會と聯絡を取る場合であつても、尚ほ個人的監督者 (libre patron ou garant individuel) スペンサーの提案するがごとき——を置くことは必要なことであると考へる。所謂性格の形成 (character building) 家庭の構成 (home making) ——これ等の事業は明らかに單獨なる道德的建築家の、單獨なる社會父 (Père social) 即ち保護者の手に於てのみ期待されるべきものである。

H 企業家——我々の立脚する刑事實用主義 (Pragmatisme penal) によれば、刑罰は一つの事業 (affaire) に外ならない。而かも、それは近代社會の最も重要な事業である。それ故に犯罪人の改善は社會利益の一企業 (entreprise) であつて、それは常に企業家 (l'âme de l'entreprise) たる人を要求する。今日スペイン模範矯正院をなして居るアルカラ矯正院の現任院長ニコラス、ナヴァス (Nicolas Navas) は、即ちその人である。三年前彼れが本院長として就任以來、衛生狀態の改善に、工場の完全なる産業化に、學校設備の充實に、營養狀態の改善に、文盲の遞減に (平均二七、一六パーセントから平均八、三三パーセントまで)、健康狀態の改善に (病室に於て、我々は僅かに一人の感冒患者を見たに過ぎない) 勞働に於る生産能率の増加に (熟練少年一日當り純收入五ペーセター一ペーセターは四十錢弱——に達する)、一つとして成功せざるものはない。監督官カダルドー氏の報告によれば、「この施設の光景と狀態と機能とは全く根本的に一變して、今日では一刑務所といふよりも專一門學校の觀を呈して居るのである」(Institutions 一五二頁及び七二八頁)。

しかし彼れの功績は尚ほこれに止らない。何故なれば矯正院の條件附釋放者 (假退院者) の間に於ける累犯の撲滅に殆ど成功したからである (一、五パーセントに遞減)。實際、條件附釋放との關係に於て、最近二ヶ年に於けるこの矯正院の感化成績は次ぎの數字を示して居る。

期 間	一九二一年より一九二三年に至る滿二ヶ年
條件附釋放者	一〇三名
條件附釋放の取消	一名

他の刑の滿了せざる間に他人に對して爲されたる不良なる行狀によるもの	一名
許可なくして居所を去りたるもの	一名
累犯原因によるもの	三名
合 計	四名

それ故に、感化成績は一〇〇に對する九八、五を示して居る。凡ての釋放者の中で、規定告知書 (月一回) の發送を忘れたものは四名にすぎない。要するに矯正の疑げしいものは漸く二パーセントに止まつて居るのである。



行刑上に於ける學理と實驗

有馬四郎助

「一」

學理に暗くは何の仕事もよく行くものでない。學理は法則を教ふるものである。其の法則たるや玄妙であつて、色々と研究した末に發見せられ、然して一般に規定せられたものであるから、此に遵由して行はるればこそ世の中の事は總て向上進歩するのである。恰も人生の行路を前者が開拓し、後者此を踏み此を前程として更に又後程を開拓するの道理に當る。若し然らざれば同じき道程をば後者又後者、幾度も繰返して居らねばならぬ。茲に於てか、所謂日暮れて路遠しの歎を以て我等の生涯を終始するの外はない。此の意味よりして學理の尊さは勿論であつて、此を重んぜず此に遵由せずしては何事も進歩發達は期し能はざる事言ふ迄もない。然るに世の實務家なる者を見るに、兎角學理を重んぜず寧ろ此を無視するの傾きがあつて、動もすれば現實のみに囚はれて、其の原理原則を輕視し專

ら我流に固執し實務に没頭して、高き理想即ち原理原則に無關心なるの弊を免れぬ、斯くの如きは世の一般的通弊なるは何人も認識する所であらう。然して此の通弊は、我が刑務行政の上にも又此なしとせず、有體に言へば其の執る所の事務の性質と其の周圍の境遇とに依て、此の弊は普通一般よりも寧ろ甚しい事はあつても決して少い事はない。吾人の見解に依れば、此は事情誠に止むを得ざるに出で、職に従ふ者の好んで爲す所でない事は言ふ迄もない。故に強いて由て來る所を尋ねれば、此は制度の罪と言ふ可きではなからうか。兎も角も此に就ては其の境遇に向つて同情こそす可けれ、決して非難す可き理由は無い様でもあるが、然し乍ら學理を尊重し、此が應用に熱心と、誠意の足らざるの謗りを免れる事が出来やうか。此に就ては唯、名々の反省に俟つ可きものと思ふ。

「一一」

實務家が現實的事務のみに没頭し、思ひを高く原理原則にめぐらす事能はざるの事情ある爲に、其の結果として不知不識の間に思想低劣、見識淺薄に留まり、其の爲す所總べて不結果に終るは勿論、時代の進運に順應する能はざる缺陷を免れない、人學ばざれば道知らず。學問なくしては人は人たるの品位を保ち難きは言ふ迄もない。切に言へば、禽獸と大した相違のない程度に止まるのであつて、人間らしき仕事を爲さんとするも、そは無理な注文であらう。まして精神的事業たる行刑の事務に當り、指導監督等の重任を果さんとするに於て其の原理原則たる學理に暗きは、恰も盲者が盲者の手引きを爲すと一般、溝壑に轉ぜざらんとするも能はざる道理ではないか。何事も條理を辿り、法則を踏んで始めて總べての道程を誤らざる事が出来るとすれば、刑罰執行の事も、又此の道理に遵ひ常に新

進の學理と其の法則を尋ね、細心の注意を拂つて此を應用するに渾身の力を致さねばならぬ筈である。此の忠實なる心掛は、現實に實際事務に従事するには、寸時も缺く可からざるものであらう。然らざれば、前述の如く實務家たる者はどうしても理想に向つて向上し難いのである。即ち世の實務家なる者に進歩向上の見えないのは、一に此が爲であつて、世の實狀を言へば彼等は常に時代に遅れ、古い狹隘なる、固陋のを見を捨つる事を知らず、却て幼稚なる經驗上の智識に満足して笑ふに禁へざる時代逆行を取つて、斯る者の配下にある者こそ迷惑千万、其の精神思想の上に蒙る損害や實に少々にあらざるものがある。嚴密に言へば、此を想像するだに戰慄を禁じ能はぬ事である。畢竟するに、低級なる識見は人を賢くする所以に非ずして却て彼等を愚にするもの、彼等を生かす所以に非ずして殺すものである。凡そ法を行ひ、人を支配する者の責任や、又實に重大と言はなければならぬ。

「三」

學理を重んぜず、此に遵由するの誠意を缺くの弊は、既に述ぶる通りである、然るに此處に又學理に盲從して經驗を輕んずる者の弊如何と言ふに、吾人に其の弊害の寧ろ前者に優るとも決して劣る事のないのを斷言するものである。

由來、我國の制度文物は殆ど輸入ならざるものはない、爲に翻譯模倣が恰も國是で、もあるかの様に、何も彼も鵜呑みにする事を此れ事とし、從て外面と形式のみは我國の文明を飾るの具と成つて、唯此の事のみは汲々此れ日も足らぬ風を爲せるは、從來然り今然り、否日を追ふて益々其の風は盛に成つて行く事實は顯著なる事實である。然も其の精神を取入れる事には有意か無意かは知らねど餘り頓着しない爲に、常に其れ丈けの美果を取め得ない計りか、却つて弊害の甚だしきものも少からざる譯である。尙其れが爲に随分困つた事の多いのは、識者の大いに憂慮する所であるが然し、其の弊源が鵜呑みの翻譯的模倣に在るに氣付かざるは、此又何たる痛恨事であらうか。例へば外國の書物に斯くあると言へば、忽ち俗人は勿論、立派な博士達迄も皆參つて了ふではないか。古人は左様な弊害に鑑みて洞破して言つて居る。讀書悉信、不若無書」と。即ち書を讀んで机上論に耽溺し架空な理論のみ頭腦を縛られる學者論客に向つて、皮肉な警句をあてつけたもの、様に思はれる。要するに我國にては未だ實驗上の智識に其の價値を認むる能はず、無暗に書物の上のみに心酔し、何等の考査をも加へずして盲從する傾向を、未だ脱せないのではなからうか。此處等は餘程事實に鑑みねばならぬ事と思ふ。

「四」

先進諸國は法律制度を設くる時には、必ず先づ實地の研究から始めると言ふではないか。事の實際に携はり、よく其の狀に通じ經驗を重ねたる者の意見を糺し、然して實際に適當して、實行上毫も差支へなきものたらしむるに最も重きを置き、此の事の爲には非常に苦心するのである。彼等は書物の上で研究した理論を盾に、其の儘實行せんとするが如き、無暴なる企ては大いに此を慎しむを徳義と心得て居る。輕卒にも實行上の便否に頓着しない所の法令や規則を作る事を不徳義と心得、大いに此を忌みて避ける事を努める。言はば總べて實際の事情が土臺であつて、此を離れて、如何なる美法善政も其の用をなさず、故に苟も法を立てんとする者は實地の經驗より得來る所の智識を盾に、其に理論の應用を協はしめんとするのが彼先進國のやり方である。此の故に權威ある學者としては皆さうであつて、研究の根底を實驗の智識に置かずして立言する者殆ど無いやに思はれる。我國にしても、悉く然りとは言へないが、兎角に書物の上で計り研究し、又學校で計り教へられて、さうして頭の中で計り案出して直ちに万事其の通り行はれると思惟する所、西洋のそれとは餘程着想点が異つて居るか様に見える。故に我國の實務家は其の何事たるを問はず、學者論客の爲には殆ど顧みられずして、唯其の道具と成つて彼等の空論に惱まされつゝ、何時も犬死的使命に甘んぜなければならぬ時代も無いではなかつた。

斯くの如きは前にも述べた如く、此れ實務家の不見識の結果、自ら招く所の恥辱でもある。徒らに

學者論客のみを咎むるは無理かも知れない。兎も角此様な次第である爲に、何時も相互に貶し合ふて相顧みる事をしなかつた爲、何時迄も我國の制度法律は國民民福の眞の擁護具と成らずして、偶々疎外の道具と成るやの觀もないではなかつた。

「五」

何事も實地を離れて學問の基礎はない。されば法を立て道を行はんとする者は、先づ實地の事情に明るくなければならぬ。然して事の真相を洞察明知して、此に適合する法度を案出するの心掛こそ第一義でなければならぬ。然るに理論に明かなる者は實地に暗く、實地に通ずる者は又理論に暗く然して理論に通ずる者は實行的の能力に乏しく、實行的の能力に富みたる者は理論に通じない。此の事實は不可思議にも常に有り勝ちな事例であつて、兩々相兼ねる事の不可能なる理由何れに存するか殆ど不可解の様である。けれ共要は是非共學理と實験、換言せば理論と實地、此の兩面の智識を並有して然して後に行刑の事に當らねばならない。此は如何にしても動かない所の行刑本義である事を疑ふ事は不可能である。依て苟くも法を生かし、又人を生かし、然して行刑の成績を完全に収めんとする者は學者者と、實務者と、常に意見を交換し、互に主張を尊重し、誠心誠意情理を盡して研究するの必要がある。

行刑の事たるや言ふ迄もなく一舉一動悉く受刑者の運命に關係し、其の死活を制するに足る効力を有するものであれば、よろしく衆智を集め、最善を取て行ふの誠意と襟度があつて然る可きであると思ふ。古人が言つた如く、天下の事は天下と共にすると言ふ公明なる襟度が、公職に在る者の最大要件であるから、行刑の如き司正の職に在る者は最も此の點に注意を要するのであつて、若し一點の私心でもあれば如何なる努力も總て水泡に歸するは經驗ある者の皆承認する所である。事は多年の経験の明かに教ゆる所である。

刑務所とは何ぞや

佐々木 生

刑務所又は監獄と云ふ言葉は羅句語ではカルセル (Carcer) と云ひ、瑞典語ではヘクタ (Hakta) と云つて、何れも人畜を捕擒若くは繋留する言葉から轉化して來たものであることは、先輩の考證してをる所である。

而て英語ではプリズン (Prison) シェール (Jail, Gaol) ブライドウエル (Bridewell) ケージ (Cage) セル (Cell) ダンヂェオン (Dungeon) ハウス、オブ、コレクシヨン (House of Correction) ハウス、オブ、デテンシヨン (House of detention) ヌニテンシアリイ (Penitentiary) ノホトリイ (Reformatory) ワーク、ハウス (Workhouse) と云ひ佛蘭西語ではプリズン (Prison) ショール (Geôle) ベニタンシエール (Penitenciaire) と云ひ獨逸語ではケルレル (Kerker) ロッホ (Loch) ケーファイツヒ (Käfig) チュルム (Turm) シュルヌス (Schluss) ゲフェングニス (Gefängnis) 又はシトラーフアンシタルト (Strafanstalt) といふ。今大体に就て其の言葉の意味を明にして見よう。英國ではスコットランド王ジエームス一世 (James I 1437-1437) の治下に於て、凡ての國にプリズンを用意せよと命じたとあれば、プリズンは古く十五世紀にあつたことが分る。而してブライドウエルス及びハウス、オブ、コレクシヨンがイングランドに入込んだのは實にエドワード六世 (Edward VI 1537-1553) の

治下であつた。ペニテンシアリーは刑罰の場所ではあるが、特に懲罰又は改善の目的で勞役を課する爲めに受刑者を收容する所であつて、この名はペンシルバニアに於けるクエーカーの刑務所を示すのを常とする。クエーカーは一七八六年議會をして改善的懲罰の爲めに獨居房を建てしめた。ニューヨーク、システム (New York system) は夜間のみの獨居房であるから、ペンシルバニア、システム (Pennsylvania system) とは違ふ。米國ではペニテンシアリーと云ふ語はレホーマトリーと區別する爲め國立刑務所 (State Prison) にのみ用ゐる。英國ではペニテンシアリーと云ふ語はハウス、オブ、コレクシオン (懲治監) と全一に用ゐられ、ジェールとは區別される。一八六五年の刑務所條令 (The Prison Act) が適要される凡ての刑務所はハウス、オブ、コレクシオンとジェールのみである。ブライドウエルは浮浪者又は微罪者の爲めにする懲治場である。ケーチは格子で限つて受刑者を收容する室又は場所即ち籠とか檻とかに當る。セルは小さな閉された室の義であり、ダンジエオンは密閉の爲めにする暗黒な地下の室又は檻と云ふ義で地下牢である。ジェールは英國では逮捕されたもの又は宣告されたものを拘禁する爲めの建物又は場所の義に用ゐられ米國では刑事被告人の拘置場に用ゐられる。ワイクハウスは浮浪者又は輕罪者の爲めにする勞役所である。次に獨乙語のケルレルは地下の洞窟であつて、ロツホは穴と云ふ義で地下牢である。小河博士がローマの獄の條下で『不逞の徒有疑者、一私人ノ債務者ヲ繋留スル所、獄ハ地ヲ堀ルコト十二尺光入ルナク、氣通ゼズ、異臭鼻ヲ撞キ沍寒ニ堪フベカラズ、飲食亦以テ飢渴ヲ防グニ足ラズ、ユグルタ王、レンタルス將軍ハ其ノ獄ノ犠牲者ナリ』云々と述べられたのは正に之であらう。さてケーファイツヒは英語のケージと全しく鳥籠の義であり、チエムルは塔の義シユルムは閉塞の義であり、デアエングニスは拘留所の義である。而して佛蘭西語の

ブリズンは尖のブリズンにジョールは英のジェールに而してペニテンシエールは英のペニテンシアリーに當る。(一)

支那では古く刑務所を獄と云ひ

獄

なる篆字を用ひ古文では國と書いた、國は唐韻及び正韻では魚欲の切であり集韻々會では虞欲の切である、説文によれば『確也。从言、从二犬守所以也』とあり。玉篇には『二王ノ始獄有リ、殷ニハ美里ト曰ヒ、周ニハ圜圜ト曰フ、又之ヲ牢ト謂ヒ又之ヲ圜土ト謂フ』とあり而して爾雅には『令ハ領ナリ、圜ハ禦ナリ、囚徒ヲ領録シテ禁禦スルナリ』とあり。風俗通には『夏ニハ夏臺ト云ヒ商ニハ美里ト云ヒ、周ニハ圜圜ト云フ』とあり、又犴獄と云ふ字がある、犴獄は人を繋ぐ所である。辭源に『犴ハ獄ナリ、郷亭ノ繋ヲ犴ト曰フ』とあり。又郷亭に於ては犴と云ひ、朝廷に於ては獄と云ふとも字書に見えてゐる。詩の小雅に『宜岸宜獄』岸はもと犴に作るとあつて、何れも一定の場所を限つて人を拘禁する所であつたことは、文字の上より知ることを得るのである。(二)

我國では上古はヒトヤといひ王朝時代には獄といひ、江戸時代には専ら牢屋といつた。上古は不明であるが、清宇天皇が親しく囚徒を録せられたことあり、仁賢天皇は的屋蚊鳥穗瓮君罪ありて獄し玉はれたとあり、又天武天皇の時大寶律令撰定あるに及び、刑部省の内に囚獄司を設けて之を管せしめたとある。之を要するに刑部省の被管なる囚獄司は今日の刑務所である。邦語では之をヒトヤノツカサと訓ずる、ヒトヤは蓋し人屋の義で、和名抄には獄語欲反和名比度夜牢ニ罪人一所也とあるが、如何な

る牢であつたか知るに由はないが、兎角鎌倉室町の兩時代には土牢と座敷牢があつた。下つて江戸時代には揚座敷、揚屋、大牢、二間牢、百姓牢、女牢、溜、郡代牢及び人足寄場等があつた。さて揚座敷とは五百石以下御目見以上の旗本の犯罪人を收容する所で、揚屋とは御目見以下御家人又大名旗本の陪臣僧侶山伏等の犯罪人を收容する所、大牢は庶民にして戸籍を有する者を入れる所、二間牢は無宿のもの、百姓牢は農民を入れる所、女牢は婦人を、溜は病囚又は幼囚をおく所で、郡代牢は馬喰町代官所支配内の農民をおく所、人足寄場は無宿者並に寺社町勘定の三奉行及び火附盜賊改加役の取計つた囚徒の中で入墨敲等輕罪の者が所刑後引取人なきもの又は引取人あるも再犯の虞あるものを人足として使役する爲め留置する所である。而して我國で監獄と云ふ文字を用ゐたのは、明治五年十一月初めて「監獄則及圖式ヲ頒布ス」とあるに始る。尙現行の刑務所と云ふ語は獨乙語のストライフアンシタルト (Strafanstalt) に従つたものであつて、實に大正十一年十月十四日の改正によるのである。さて現行の監獄法第一條によれば監獄は懲役監、禁錮監拘留場及拘留監の四種になつてをる、而して甲は懲役に處せられたもの、乙は禁錮に處せられたもの、丙は拘留に處せられたものを拘禁する所である。而して刑事被告人及び死刑の言渡を受けたものを拘禁する所である。而して大正十三年三月十三日の司法省行刑局行甲第三四九號によつて刑務所内用語改正により懲役監禁錮監拘留場をそれ〴〵懲役場禁錮場拘留場と呼ぶことゝなつた。ではあるが刑務所なるものは谷田博士の説の如く本來自由刑執行の場所であるが、刑罰觀念の推移と共に近時に於ては大に其の内容を變化し、懲罰場と云はんよりは寧保護所と云ふを可とするやうになつた。而して現在の司法當局が種々の名稱の變更を始めとし大に所遇を改良したのは、全く彼等に社會生活を完全に爲し得る基礎を與へんとするの主旨に出づるもの

ある。

(1) New Encyclopedia of Social Reform

Standards Dictionary

Caesal, New French English, English French Dictionary

小河博士

監獄學 五、六頁

谷野博士 監獄學 七八、七九、八〇頁

摘 稿 監獄學要領 二頁

(11) 玉 篇

辭 源

簡野氏 故事成語大辭典

(12) 池邊氏 日本法制史八五、六頁

萩野博士 國史大辭典

小川博士 監獄法講義

女の細腕で二萬圓を

神田三崎町にある研數興館の創立者は數學家の奥平浪太郎、長橋瀧藏の兩氏であるが、奥平氏が、大正五年に死去したので、長橋氏が校長となり、爾來専ら擴張を志してゐた。しかし、先立つものは金だ、そこで大正六年から同氏の夫人かね子さんは斷然貯蓄を思ひ立ち、従来の家庭生活を一新した。即ち衣類は一切縮服、食事は一汁一菜、傳は勿論の事、電車も主人以外は中止した。一方主人の著述から入る稿料及び印税は全部かね子さんが處理しその金で安い賣家や地所を買つた。處が歐洲戰爭で財界が好況となり、家屋や地所がトントン拍子に値が出たので、僅かの間に二萬圓餘の蓄財が出来たのだ。そこで兼ての計画通り神田猿樂町に木造二階建百三十坪の學校を新築し、開進數理學校と名付け去四月から開校した。

減食果して有害なりや

小々高一左衛門

減食果して有害なりや

近時刑政紙上に於て、減食懲罰の、有害廢止論を讀み大に共鳴するを以て、現代醫家の立場と理會せらるべきも、如何せん、余は多少其意見を異にするを遺憾とし、爰に、聊か、愚考を記述して大方諸彦の教を乞はんとす。余は常に雜誌乃木式を愛讀せり、記事中、余の意見と同一なるものを集めて参考となす。

大食の害に就て菅茶山の「筆のすまび」に大食會の記事あり、何時の頃か備前福山に大食會と云ふことを初めし者ありしが、其社の人が皆天折せりと云ふ、獨り陶三秀と云ふ醫者が早く大食の害を悟り、其社を辭して六十餘まで生きしと云ふ。茶山の若い頃三秀が甚だ小食なるを以て其由を聞きしに、其社中の者皆胃病で死んだが、自分は減食して餘命を保つたと云ふことであります。米國、前國務卿ランシング氏は「私の健康を一言にし

てあります。

減食果して有害なりや

從來肉食を以て、生活力を強大ならしむるもの、様に信じ、牛肉鶏卵でなければ、滋養強壯の効力のなきものゝ如く、信じて居たことありますが、始めて、ブラウズニツツ氏の言つた精細の研究に依て、動物性食物も植物性食物も、共に消化吸収に差異のあるものでなく、米、白パンの如きは却て肉類よりも消化し易いことなどが、明かになつたのみならず、肉食を多く取ると、腸内に、存在する細菌が、蛋白を分解し、それに依て生ずる種々の有機性腐敗毒の量が多くなり、それが血液中に吸収せられて、健康を害する恐れがあるから、肉類の多食は之を避くる様になければならぬのであります。之に反して、植物性食品は、比較的少量に食しても、其中に腸壁を刺戟して、腸の蠕動運動を促がす、チイロローゼ質を含んで居るから、便通も良くなり、從て蛋白の腐敗性産物の發生を來すことが、ないことゝなるのであります。昔江戸時代の初め頃までは、我國民は朝夕、二食の制で然も玄米、梅干、糠味噌汁に舌鼓を打つたものであるが、それでも、當時武士の身體の剛健なりしことは、之を現代の國民に比較するに、殆んど人種を異にするの

て盡せば新鮮なる空氣を多量に食物を少量に」と云ふこととであります、蓋し之は健康の妙諦であらうと思ひます。

從來一般人に誤られたる食養法は、どうかと云ふに、食物は、人體活力の源泉であるから、之を可成多量に攝取すれば、從て、體力が旺盛となり、健康を増進し得られる様に、信じたこととあります。然れども、實際に就て之を見るに、古來、稀有の高齡に達せし健康長壽の人は、常に少食者であり、且つ肉食よりも、主として植物性の食を取た人に多いこととあります。

彼の有名な醫家、ヘルマン、ウエーベル氏も、こう云ふことを云つて居ります、それは健康長壽の人は、其身分、境遇の富裕なるにも拘らず、一般に、少食なりし人及肉類を食することの稀れなる人でありしことを書いて

感があるのであります。當時我國に來たりし、キリスト

教の宣教師クラツセ氏は、日本武士の強健敏捷なるに對いて、其の「西洋史」に記せる節を見るも、明かであります。曰く「日本人は、強壯不羈にして、戰鬪に堪へり、身體長大にして、精神活潑なり、日本人の耐久力大なるは、實に感ずるに餘りあり、飢渴寒暑に屈せず、勤務に倦まず、其他何事にも困苦欠乏に堪へ、忍ぶの美質あり」と、降て貞元元祿時代に、オランダ公使の隨員として來朝せる、獨逸の醫學者ケンベル氏も、其著「日本紀行」に於て、日本人の粗食しながら、其體質の強壯なることを、特記して居るのであります。如斯、吾人の祖先は一日二食制を實行し、玄米糠味噌汁に満腹して、質素淡泊なる、節制的生活を営み、而かも其の剛健なりしことは當時歐洲人の眼を驚かしたことであります。然るに、今日の日本人は、美味美食を飽食し、文化の進歩につれて生活力の向上せるものゝ如く思ふて居るのであります。が、殆んど、國民を擧げて、肺病、花柳病、神經衰弱、胃腸病者たらざるはなく、さながら病人國の觀があるのであります、吾人は一日も早く、從來の囚はれたる虛榮華美の生活より脱却し、祖先の風に倣ひ、食品の滋養

營養に關する誤解を棄て、二食制は實行しなくとも、少食及動物性食品の攝取に、改むべきことと思ふのであります。

又肉食國の標準と云はれた獨逸に於ても、十八九世紀の頃には、當時、第一流の醫學者、フーランド博士の如きは、頻りに、少食菜食主義を、鼓吹したものであります。

一體、良い器械と云ふものは、壞れ易いものであります。人間と云ふ器械は、之に反して良い器械程、こはれないものであります。此處が、深く考へなければならぬ所で、單に滋養物さへ澤山攝れば、能率が高まると云ふ様な、器械的のものでない所に、人間としての妙諦は存するのであります。最も、寡眠寡食で、有名な米國のトーマス、エチソン博士は、非常な研究好であつて、多くの大發明をなして、居るのであります。博士が、發明に熱中するときは、二百二十二時間も、通して、不眠不休、不食で、働いて居るものであります。二百二十二時間と云へば、九晝夜と六時間、殆んど十日間であります。此間、飲まず食はず、眠らずに、働き続ける、エチソン博士は、眞に良い器械、否、良い身體の持主と云は

ばならぬのであります。

其のエチソン博士は、發明に熱中して、九晝夜以上も不眠、不食で押し通すと云ふが、然らば平素、何を食て居るもので、左様に、精力が続くかと云ふに、其平生の食物は、肉ならば、一時立方位（我國の約一寸方）他には、焼パンと林檎少し食て居るに過ぎないと云ふことであります。又睡眠時間も、極めて少なく、一時間と、まとまつて眠たことが、ないものであります。而して、博士ばかりでなく、其助手六名も、同一の生活をなし居り、訓練に依て、雜作もないと云て居るものであります。

大食をしなければ、又美食をしなければ、決して、活動が出来ない、など云ふのは、誤解であるから、之を根本から、自覺しなければならぬと、思ふのであります。苟も、人間らしき生活、人間らしき活動を、するには、肉食、粗食、少食が、理想的の食事であると云ふことに目醒ねばならぬと思ふのであります。

二木博士は、少食は、決して精力を、衰退せしむるものではなく、多食美食は、却て生命を短縮せしむるものであることを説いて居ります。

嘗て、高島米峰氏の講演を聞いたことがありますが、其時、斯様な事を云はれました。曰く、今日の醫學は、試験管内の實驗を、人體に施すのであるから、危険であるとして、而して其例として胃腸病患者が、醫師から、澤庵瀆を食ふ事を禁じられたが、患者は、其禁を守り得ずして、遂に澤庵瀆を食せしに、夫れ以來、胃腸病は、治癒に赴いたと云ふ事を聞きましたが、之は何を意味するのでしょうか、吾人の身體には、物質的以外他に微妙なる靈の働きあること、醫師の誤解せる衛生觀を喝破せるものと思はれます。

昨春、營養研究所に於て、屢々、斷食を實行し、效果ありしと云ふことを新聞にて承知して居ります。

太靈道主元田中守平氏は、岐阜縣惠那郡武並村に於て、斷食會館を設立して、肉體及精神の改造に、努められつゝあります。米國に於ても、近時盛に、斷食の實行せられつゝありと云ふを聞けり、之等は、何れも、健康増進の意味より起りしことと思ふ。余は常に、少食若くは減食、時に或は、一時的、斷食を實行しつゝあるがそれが、爲めか元來蒲柳の質なるに拘らず、甚だしく健康を害せることがないのであります。

上記載せる處に依て、之を見るに、或は少食と云ひ

或は減食或は二食を推奨し、又斷食の必要を論ずるもの共に之れが健康上、效果あるを信じ、之を研究せんとしつゝあるは、吾人の大に注目すべき現象なりと、認むるを得べし。凡そ、吾人の健康なり、疾病なりを、研究せんとするには、勢い、吾人人類の生命の由來を、究めねばならぬのである。即ち、人類の生命體は、肉體及精神、二元の活動状態にして、更に、其根底に、靈能を認むることに依て、完全なる解釋が、出来るものと信ずるのである。而して、靈能の活動には、微妙なる作用が行はれて居るのである。即ち、肉體の働きも精神の働きも靈能の作用如何に依て、消耗或は減弱し、或は旺盛となるのである。換言すれば、健康ともなり、又疾病も起るのである。而して、消化、吸収、排泄等の生理作用に向て、靈能の働く場合には、精神上に及ぼす活動が、弱くなり、其結果、睡眠を催し、之に反して、空腹時には靈能が精神上に、多く働くを以て、自然と、精神の緊張を覺へるのであつて、之れが、減食時よりも、斷食の場合には、より一層、靈能が旺盛となるものである。

吾人は、嘗に、健康なる肉體を有するを以て萬物の靈

長として、誇ることが、出来ないものである、更に、精神的に、靈的に健康でなくてはならないのである、即ち肉體、精神及靈の三者を合一したる、健康を欲求せなければならぬのである。爰に於てか、減食の必要も起り、又斷食の必要も起るのである。

如此、論じ來れば、減食若くは斷食することは、健康を保つ上に於て、實行することの必要に迫らるゝ感を感じずとも、決して、有害と認むるを得ないこととなるのである。

左に、簡単に、減食若くは斷食に依て、精神及肉體上如何に影響するかを記せんとす。

減食若くは斷食に依て、先づ、第一に、影響を受けるものは、胃と腸であるが、普通の胃腸であれば、健康となり、若し胃腸に疾患ある人であれば、それに依て、疾患が殆んど、治癒するものである。之は全く靈能（醫學上では自然良能と云ふ）の働きの旺盛となる爲である。如此、胃腸が、健全になれば、從て腦も健全となり、其他の機關も、新陳代謝も、旺盛となるのである、精神に及ぼす影響も、又同一で、思考力、推理力、判斷力、記憶力、統一力等、何れも、旺盛發活となるものである。

累犯と教誨と社會關係

加藤 教 榮

凡そ社會は死滅せざる限り事物の變化は自然の理である。従つて人の行爲につき善惡の分界線ほど明瞭を缺くものはない、法廷に立つ犯罪人を審判することも民族的風習に基き恒に進歩の途上に立つてゐる。然るに是近五箇年の全國刑務所の百分比例に依れば、初犯廿七名、再犯四十八名、三犯五十二名、四犯六十二名である。又我巢鴨の累犯刑務所に於て收容したる人員は、去る一月より六月迄に四百八十三名あり、其犯数は最高拾七犯に達して居る。此の累犯的傾向の増加に對し、私共は、少なくも同情ある研究を以て、受刑者の處遇改善、釋放者の復権運動、教誨のエポックメーカーキングに就て考慮を要するのである。

▲收容者と再生

却說刑務所の收容者は早晚何れも釋放される身で、再び世の明みに出て見ると、何ぞ知らん、却つて之迄に無き難局に遭遇し、刑余の人として世間を狭めらるゝので

五官も亦同様で、田中氏の實驗に依ると、少年時、五六度の近視なりしものが、靈子自己療法と、斷食の實行に依て、現在に於ては三十六度の眼鏡を用ゆる程、輕快に赴いたと云はれて居ります。

如此減食若くは、斷食に依て、吾人に著しい、効果を齎らすものであると云ふことが、明かなるのみならず、心身の發達を欲すると共に、靈能のすべてを發達せしめんとするには、須く、減食若くは、斷食を實行するより外、道なきことを信ずるのであります。

尙ほ、終りに一言せんとす。減食に依て、體量の減少するは事實なり、然れ共減少するの故を以て、直ちに有害なりと斷ずるは早計なるべく、又胃腸病患者に、醫師が、滯庵漬は不消化物なりとして、禁ずるに拘らず、之を食せるにより、反て、疾病の治癒せると云ふことも事實にして、其治癒せるは、單に不思議として看過することの出来ないと云ふことと同一ではあるまいか。思ふて爰に至れば吾人の身體は、單に、物質的の變化のみを見て、説明し得べからざるものにして、又一面に於て、微妙なる、靈能の働きを、認むることに依て、初めて完全なる解決をなし得るものと、信ずるのであります。

ある。私共は釋放時に如何なる累犯者に接して見ても、惡事は之を以て最後とする旨を彼は述べた。然るに釋放されたが早い一ヶ月を経過せざる間に入所する者は少しとしない。而かも彼は減刑の恩典に浴してゐると驚かざるを得ない、實に人間の一生は公衆及び知友の態度や情誼に依て啓發され、左右されてゐる。社會一般の無理解から屢々累犯に陥るので、教誨の効果も之が爲に疑はれてゐる。

重き疾患より恢復したる者には何人も協力して、其境遇を安穩にされなくてはならない。彼は自分の腕一本より他に生きたる方法はなく、彼の身及び家族の爲には其一身を献げて、初めて生活の安定を得るのである。斯して彼が最初の如く病院に入院して二度の憂き目を見る様なことは減多になくなるであらふ。即ち入院の辛き經驗に依て、彼は健全なる社會生活に再生するのである。

▲教誨と改心

社會から輕蔑さるゝ、刺戟は何所までも彼の過去を忘れさせない、又彼は恒に嫌疑の下にあるを以て、改心したる風を努めて装ふに至るのである。其他個教誨に感動して、急激に新しき信念を呼び起したりと認む可き性情の變

化ある者も、往々實質的作用の不可能なる情緒的偏質に過ぎないのがある。即ち宗教信者や社會主義者に於けるが如く熱烈なる確信が唐突に加はるも其れは唯刺戟に伴ふ動作にして、再び元の木阿彌に復歸する冷め易き傾向のものである。斯る至難の性情の變化を考察して、現に教誨師は行刑成績通知の一欄に其効果を記入してゐる。併し犯罪者は刑務所の出入時を通じて、實際のところ其固有の性情に然る變化のあるものではない。故に行刑中教誨の感否を以て性情の變化を即斷し、保障し得るものではない。例ば先頃、二三新聞が皇室の御慶事に際して、受刑者の減刑を報ずると同時に、事情に依ては復権を許される旨を報じたので、受刑者や釋放者の喜びは絶頂に達した。『われ／＼に復権ができたなら其れこそ救はれる、本當の改心ができます』と言つて、其復権の手續に就て私共は諸方から嘆願の書面や質問を受けてゐる。併し陪審制度や不定期刑の實行を見る將來は知らず、目下の復権沙汰は望む可くして得べからざる高峯の花に過ぎない、之は從來の重き負担と壓迫から弛めて、夙に復権の途を寛大にし、社會の理解を喚起する必要がある。之を以て改心の目的を達し、教誨の効果を持續せしむる

には犯罪者に對する公衆の態度と援助が、總て重大なる關係を生ずるのである。

▲教誨と成人教育

然るに犯罪を研究すると、犯罪に道德的過失と言ふよりも、寧ろ環境的に多く犯され、犯罪者の性格は境遇に對し強健ならざるを以て、終に拘禁の憂き目を見るに到らざるを得ないのである。従つて教誨も亦感情的に偏せず、研究的態度を以て彼に臨まねばならない。即ち彼の放縱をして、自由自律の精神に導く爲には宗教保護なる禮拜、勤行、説教の外に、先づ成人教育の制度を加へ、一般的精神保護を必要とするのである。

近時映畫の外に、音楽レコードを教誨の補助として試用して可なることゝなつてゐるが、教誨時にオルガンを使用して、讚佛歌の合唱など行つて見ても、まだ不調和な點がある様である。現在のところ、洋風の教誨堂でさへ、宗教的莊嚴さが乏しい様に思はれる。其宗教的莊嚴とは綜合的藝術の極致たるを以て、藝術の相互間に些少たりとも不調和があつて打壊してある。差當り刑務所に於ける我宗教保護の注意すべき點は、歐米の其れとは遙かに異ならざるを得ないので、從來の佛式に洋

式を取り入る不調和を避け度い併し、一般社會的傾向に鑑みて、之等の新しき試みを棄てずして、總て成人教育の問題として音楽やレコード、映畫を配慮すれば好適である。故に我宗教保護に於て最も適當したる教誨の進歩は現在の教會的教誨が更に成人教育の制度を加へ來り、一般的精神保護に着手する時である。而して收容者の内面的、精神的、宗教倫理的生活の形式及其實現に關して、一新生面を開拓させなくてはならないのである。

▲結論

今私共は大なる飢乏と缺乏の前に立たせられてゐる。教誨師も亦一個の月給生活者ではないか、其れが釋放時に臨んで、悪友に交はるな、怠けるな、悪事を止めよ、身邊に氣を注げよと、如何なる能辯を以てしても、飢渴の前には殆ど無駄であらふ。フン、そんな御指導を仰言るのは難作の無いことですよ」と、累犯者は思ふであらふ。而して一ヶ月も経たない間に、彼は又々犯罪に陥らざるを得ない破目に遭遇するのであらふ。教誨師は之に對し「我れ笛を吹けども彼をどらず」と咏嘆する他はない。併し笛は破るゝ迄吹いて見ても、累犯てふ多年の腐り病は如何にして醒動すべきか、恐らく其れは魔法の笛

に非ざる限りは之を直ちに支配し得るものではない。然れば教誨は全然無力か、否然らず、私共の努力はコミニチの力を以て大なる飢乏を治せんとする御佛の精神を實現するに他なく、恒に研究的態度を持して、彼等の改心を喚起する前に、先づ彼等の處遇を適當に改善せんことを欲するものである。(一三七・一五)

時間資本の利用

誰でも毎日二十四時間といふ一定の収入を得得る、此収入は一定不費賤富を別たず、増減不可能である。吾人は此収入を以て一定の費用を支拂はなければならぬ。其費用は人に依り多少の相違があるが、概して十六時間乃至十八時間である。そこで最少六時間を残すのであるが、其時間を以て運動、食事休養の如き費用をも支拂はなければならぬ。斯くして節約し得たる剩餘時間の使用如何こそ人生の成敗を別つものである。



イタリヤ刑法の改正について(承前)

(2) 吾人の意見

(一) ルドブキユ・モルタラの方針

「目下犯罪に對して、タリヤを防衛すべき焦眉の急に迫まられてゐる時に當つて、どうしたら或る特殊の主義傾向に偏するのを避け得らるゝであらうか」。實際の立法者の唇から自然と此の問ひが洩れて來るかもしれない。此れはエンリコ・フェリーの委員長たる刑法改正委員會を指名した司法大臣モルタラ其人の考へなのである。一九一九年十月八日の委員會開會の際に於ける演説で彼は次の語を用ひてゐる。

「此の委員會は自由意志の排斥を宣言するために集合したのではない、或は又全く反對にスピリチュアリズム(精神主義)の勝ち誇つた反逆を眼前に看着科學の

破産("Bankruptcy of Science")を承認するために開かれたのではない。立法者の仕事は決して獨斷的な方法と一致するものではない。そして彼が如何なる誤謬に陥ることがあつても彼は立法に於ては實際的方法に従つてゐるのである。少くもそう信じてゐるのである。然しながら實際的方法と科學的實證派主義とはシノニム(同義語)でもなければ同一物でもない、此の事は私は固く執つて動かない。同時に私は法律といふものとその社會的の職能とについて思を費やすに至つた日以来常に私の思想を導いて來た。現に今も導きつゝある箇の科學的實證主義と争はんとするものではない。私の主張せんとする所は必要のある限り或る特殊の主義上の傾向と、立法に於ける眞摯なる共同作業を導く合意上の原則とを區別せられたいことである。

此の委員會の諸君が各自如何なる哲學上の假定によつて動かされてゐようと夫れは構はないのである。唯願ふ所は生活の諸現象特に犯罪のそれを考査する場合に犯罪を減少し又は出來得る限り犯罪が犯罪者以外の平和な共同生活に累を及ぼすべき永久の原因となることを防止する手段と方法とを見出すために共同一致して事に當らるゝことである。

これは實にわけの解かつた實證的なプログラムである、吾人はルドブキユ・モルタラの如き練達な法學者から望む所のものは此れ以外にないのである。

刑法の立法者は、若しも其人が實證的な方法を取つて進まうとする場合には、犯罪が社會的又は生物學的な要素から發生するものと假定すれば、彼は犯罪を取扱ふに當つては一定の已に存する或る犯罪起原論に偏する所あつてはならないのである。彼は行刑統計から供給された材料によつてそれから得られた智識の光りに導かれて刑罰のシステム及び犯罪防止の諸方法を改正するの道に進まなければならぬのである。然らざれば彼は彼に宛てがはれた仕事を完成しようと思ひながら不知不識出来ることのできない袋町に入つて了うのである。自由意志の間

題(固より道德上の問題であるが)は已に餘りに長い間刑法を論ずるものゝ程度か遭遇した難關であつた。犯罪のミヅ(原因)について同じことを繰返してゐる必要はない。立法者は人間の行爲の道德上の價値の問題を深く掘り下げて行くことは司法關係の分野から踏み出すことになるのを善く氣付いてゐるのである。で、觀察點をその主題に置くことを避けるのである。即ち手短かに云へば、何人の信念でも之を等閑視するのは立法者の仕事ではないから、意志其者の起原を捨付することは已めて、立法者は渾然たる意志の心理上の觀念は之を採用するのである。刑法が軍隊に於ける紀律の必要であると同じく社會に必要であることは分明かりきつたことである。此のネセシティ(必然)といふ判断條件は哲學上の諸問題や、いつまで経つても解決できない犯罪の「Why」に關する諸の論争を擲つことを要求してゐるのである。此の場合哲學上の問題を論ずるのは其處を得たものでもなく、犯罪の起原といふような事は單に好奇心を誘ふまでのもので、現在に向つてはそれ以上の何物でもないのである。

醫學上の事實としてはクリミナル・アンソロポロジ

（犯罪人類學）の事項についての反駁すべからざる結論といふようなものはまだ前途遼遠なのである。此事は所謂精神病學者のエキスパート・ナレッツ（専門智識）なるもの、矛盾と不足とを考へれば足りるのである。先週危険な狂人とされたものは今週は最も精神の健全なものと宣言せられるのである。而かも同じドクトルなのである。一方では一般の公衆は特に戦後社會の安全の欠けてゐる時に當つて、科學が吾氣にも犯罪人を病人か變體者として考へつゝあるものと我等が決定を下しはしまいかと心配してゐるのである。成程、戦前の落ちついた樂天的な氣圍氣の中に在つたなら幾分の新しい思想が歡迎されたかもしれないが、今日に於てはその希望は甚だ少ないのである。法律は單に歴史的の產物で、立法者は自分支配すべく求められた社會に於ける優勢な思想觀念に背くことのできないのは知れきつたことである。立法者が或る場合に自分の意思からして社會生活の運動を促進せしめることあり得ることは眞箇であるが、然しなからかゝる場合に於ても、たとへ立法者の新計畫が普通一般の思想よりも崇高で遙かに先見の明に富むたものであるとしてさへも、その土臺は公衆の輿論で築かれな

ればならないものである。輿論に反對して立法するのは策の得たものではない。此の原則は特に刑法の立法に關して意義の深いものである。何となれば平和と安全との感じを與へるのが刑法の主たる目的であるからである。是に於てカルドフキユ・モルタルによつて指名された委員會の仕出かした主たる過誤は司法大臣によつて描き出されたプログラムに準據しなかつたことである。ストバット及びカルネボン兩教授が委員を辭した日以來（委員會で責任能力の有無に拘らず凡ての人の法律上の責任に關する實證派の假定を採用したために）委員會は大臣が嚴重な語で不賛成を唱へた獨斷的な方法の袋地に入つて了つたのである。己に眞の共同作業の立場を棄つたのであるから、その立法事業は或る特殊の傾向を有つたドクトリンを排列する試みとなつて了つたのである。

（二）一九一九年九月十四日付勅令の範圍

司法大臣モルトラは選擇の主義に於て不偏不黨の客觀的態度で（これは一九一九年九月十四日の勅令に添付されたキーパー・ラブ・シールズの布達中に在るそのまゝの語である）、刑法改正委員會を組織することによりて、如

何なる實際上の直接の目的を提示したものであらうか。勅令の第一條にはその目的を次のように陳べてゐる。今回司法大臣によりて任命せられたる委員會は一般犯罪に對する社會防禦の方法とその原則と一致し常習犯に對する一層有效にして安全なる防衛方法を講ずるため行刑制度に必要なりと認むる改正案を提出する義務あるものなりとある。

この目的範圍は詮じつめればかうなるのである。即ち常習犯に對する一層有效にして安全なる防衛方法を社會に與へるといふことなのである。要するに常習犯の忌むべき増加が顯著なる事實となつて現はれたので、而かも現在の行刑制度並びに防止方法が目下の急に應ずることが出來ないといふ感じが一般に抱かれてゐるので、司法大臣は特に戦後常習犯の怖るべき増加を面りにして重大にして且喫緊の性質を帯びて來た刑事立法中の限られた特殊の問題を委員會の研究に供したのである。しかもモルトラはこの制限せられた調査の目的を更に要約して、委員會開會の席上で、我等の刑事立法に於ける根本的な緊切な或る問題の解決に共同一致して事に當らるゝため

る、然るに委員會（ストバット及びカルネボン兩教授の辭任以來大臣の賢明なプログラムは消え失せて了つて、單だ一箇のスクール（學派）で組織されてゐるのである）は犯罪の性質及び起原に關するロンプロゾー派の理論に基いてイタリヤの刑法の改造に取り掛かつたのである。委員會は重大な喫緊な時局に應ずる法規の如何に欠闕してゐるかを知らながら、明確に與へられた訓令を越へるばかりでなく之に従はないのである。而して吾人は犯罪に對して社會の一層良好な防衛を求めてゐるのに、委員會は何物をも爲し遂げてゐないのである。

是に於てか實際の調査をもつと制限された中庸を得た範圍内に引き戻し、全體の法典を改造するような計畫を止めて（今は適當な時期とは見えない）、「スクールス」（學派）のえらく高尚がつた哲學的や精神病學的な見地に危険な旅行を企てることを避けなければならぬ。此事は是非必要である。

（三）刑罰並びに防止方法改正の問題

公衆の輿論が、少くも現在に於て、最も危険な犯人を

同情と保護とを要する弱者として認めないにしても、とにかく、殊に戦後社會の不安の増大した今日、我國の刑罰並びに防止方法の實際のシステムの不十分であり不完全であるといふ信念は深く公衆の心に刻みつけられてゐるのである。その證據には一九一九年九月十四日の勅令の發布と而してその委員會がこの目下の問題の精到な研究に従事してゐるといふ知らせが如何なる満足を以て歡迎されたか善く人の知る所である。

吾人はかくして案出された刑罰の如何なるシステムも決して萬能藥たることはできないと思ふのである。已に改善の見込のないまでに惡化して了つた成年者に對し如何なる刑罰を案出するよりも、むしろ我が大都市の特色とも云ふべき犯罪少年、棄兒、浮浪少年のために啓蒙的教育を施した方が一層立派な効果を擧げ得ると思ふのである。此等の不幸な未熟の少年から丁年の常習犯者が補充されるのである。一時代の色とか特色とかいふものはその時代の刑事立法者の採用した刑罰の型と相關する所深いものである。その型を決定するものはその時代の苦痛に對する感覺の程度如何に在る。シャールマン時代の刑罰は戰爭そのものよりも怖ろしいものであつた。然し

行人を廢止した刑法を採用したのである。これがイタリヤの今日の狀態である。若し死刑が已に廢止せられてゐるのでなければ、一八七四年にビグリニによつて採用された理由は今日之を保留するも不都合ではなからうと思ふ。然しながら此の問題は今日論ぜらるべきではない。

此の問題が如何なる形に於ても輿論に訴へられたならば、それは否定されると思ふ。これは單に哲學や功利主義で解決するゝ問題ではないので、凡ての法律と同じく或る一定の環境に懷かれてゐる觀念によるものである。故で「凡ての法律」と曰つたのは、種々の法律の施設は功利主義や合理主義よりも寧ろ餘計に我等の傳統感情に左右されるものであるからである。是に於て死刑に對する論議は問題外にあるように見えるのである。

(五) 常習犯者の永久拘禁

技業にわたることを避けるためには一九一九年九月十四日の勅令に添付されてゐる大法官の報告に述べられた方針に依つて論じた方が便利だと思ふ。その報告には、「犯罪に對する公益の防衛は聰明な防止と共に鎮滅手段を包括しなければならぬ、故に此等の方法は二重の目

それは今日は内亂の野蠻な怖ろしい悲劇にも恐らく適用はできないものであらう。

經驗にも富み理論にも通曉した人々が今日死刑の問題について再び眞面目な議論を初めるに至つたのは、社會の安寧の尤も欠しい空氣の中で生命の價値の甚だ輕ぜらるゝの事實を面りにしたからである。

(四) 死刑存廢問題

イタリヤに於ける死刑は一八七四年の *Vicini* の刑法草案の一問題である。この大臣の報告には次のような陳述がある。「かゝる意見の不一致の中に在つて、イタリヤ王國中の數州に於ける公安のかくも不幸な狀態に陥つてゐる時に當りて、政府は危險なしには死刑の停止に關する法案を提出するが如き重大な責任を自ら進んで負ふことはできない」と。此の議案の回送を受けた上院委員會も、死刑の廢止といふことは何人の心にも在るといふことには一致しながら、それにも拘らず公安の狀態は死刑を廢止する好機會であるといふことに關しては大なる疑ひが存するといふ意見であつたのである、其後になつてマンチニ法案はタスカニーの例に倣つて、明かに死刑執

的に巧みに役立つものでなければならぬ。偶發的の犯罪者の大部分並びに惡むべき動機からして犯罪を行つたのではないものに向つては、彼等を墮落より救ひ、普通の社會生活に速かに復歸せしむることを容易ならしむる。よゝな極めて人情的な處遇方法が採用されるべきである。之に反して眞の常習犯者に向つては此等の毒惡な分子を他の正路な市民より隔離する方法が取られなければならない」とある。

常習犯を防ぐ方法として司法大臣は専門家にも普通人にも要求されてゐる方法、即ち常習犯者を普通の社會から隔離することを指示してゐる。而して此れは最近外國の立法（一九一九年の獨逸の法律刑法第二百十條）で立案された、常習犯者に或る加重せられたる刑を科するといふ方法よりも優つた救済法と吾人には見えるのである。

吾人の意見では死刑の廢止は社會の安寧の必要に應ずる或刑罰又は防止方法を設けることによりては補充されなかつたのである。特に今日は如何なる時代よりも最も執拗な累犯者を全然社會から驅除する方法によつて社會の安寧の得らるべきものと考へらるゝのである。

果犯者の異質を一掃するといふ考へは全くテチン的
で、遠くフランス革命時代の思想に其源を發してゐる。

(一七九一年の Code Penal p. 1 Tit. 2 Art. 1)

而して現在のフランスでは一八八五年五月二十七日の
法律に基いて Pelegation (流刑) を設けたのである。

此れは普通法の "Pena coloniale" で主たる刑罰の執
行に續ぐべきもので、犯罪並びに矯正上の諸事件に同様
に適用されるべきものである。

已にエロトシヤ (紅海のアフリカ海岸に於けるイタリ
ヤの殖民地にして刑法にはイタリヤ王國のそれと大差な
く、たゞ風俗習慣の異なる點に於て多少の變更を加へら
れてゐる) の刑法に於てはフランス型の不定期の流刑が
設けられてゐる。その刑法の第百〇四條に「殖民地の臣
民たるとイタリヤ市民たるとを問はず、犯罪の種類に拘
らず、三箇以上の刑の言渡を受けたものについては、
判事は最後の犯罪に對する刑罰に不定期の流刑を加重し
て之を科するを得」とあり。他の國に於ても矯正の見込
なき犯人に對して之に似たる方法を採用する試みが屢々
行はれたのである。茲にはたゞ一八九九年の Finocchio
re-Aprile 及び Bonatti の法案、一九〇〇年の Giannini

no. の法案、並びに一九〇四年の Lonchetti の法案を擧
げる丈で足りると思ふ。

然しながら此の方法に對する非難はフランスに於てさ
へも存してゐるのである。例へば最近物故した Roux

の Cours de droit penal et de procedure penale
Paris 1940 P. 347 の如きである。是に於てか吾人は

フランスの裁判官が熱心に此の "pena eliminatrice"
(追放刑) を適用はしなかつたこと、及び之が附加刑で
あるがために、已に道義身體兩つながら甚しく破壊され
てゐる犯人を殖民として利用しても其の効果は甚だ少
ないものであることを考慮しなければならぬのであ
る。

イタリヤでは此の方法とは異つた、もつと國民の性質
に適つたものが研究されるべきであると思ふ、固より悪性
な果犯者には普通の刑罰の科せらるゝことは勿論で、流
刑は警察處分として適用したいと思ふのである。此場合
に犯罪の原因についての學究的な議論の見出さるゝ餘地
はあるべきではないのであるから、凡ての刑事學派の間
に協定が成立するものと思ふ。要するに社會の安寧の必
要に應ずることが急務なのである。

(六) 少年犯罪の問題

一九一九年九月十四日の勅令は「犯罪少年に如何なる
法律、紀律訓練、規則の適用せらるべきや」を調査する
ことを委員會に要請してゐる。吾人は前に已に此の事が
犯罪に對する社會の凡ての努力の基點であることを述べ
た。

若し此のかよわい小さな若木に留意しなかつたなら
ば、最も老練な法律家によつて突出された最も完全なる
刑法も終に無益であらうと思ふ。何んとなれば少年は方
法宜しきを得れば、事に指導せられ得るもので、終には
誠實の心並びに社會訓練の精神とを再び喚起し得るから
である。

票事と悪習慣で固まつた成年には已に全く鈍化した名
譽感も少年に在つては慈愛と温情とを以て之に接すれ
ば善く之を養成し得るのである。成年には失敗するもの
と定まつた感化矯正の手段も、少年には立派な眞實の效
果を擧げることができるのである。

已に常習犯と偶發犯とを區別することが望ましいので
あるから、少年犯罪者と成年犯罪者とは全然分離すべき

である。此の分離の行はれた後起つて來る問題は次のよ
うなもので、此の問題は少年に適用せらるべきものとし
て刑法の改正によつて解決せらるべきものである。

(一) 少年は刑法上責任能力を有せざるものと認めら
るべきや

(二) 若し果して然りとせば、刑の免除に對する最高
年齢は何處に定むべきや、はた又か假りに刑法上
の責任ありとせば何故より責任を負はしむべき
や

(三) (二)の場合に於ける第二の年齢に屬するものに
つては如何なる事實を以て犯罪能力 ("Capacitè
de") を決定すべきものなりや

(四) 犯罪少年に對しては法律上の刑罰の代りに如何
なる方法の適用せらるべきや

等の問題である。

此の複雑な問題を解剖して見ると、二つの反對な方面
から問題を解決し得ることが明かになる。即ち一つはフ
エリー草案の三十四條以下に於けるが如く全然少年を刑
法上の責任から除外すること、一つは責任を負はしむ
ることである。

教育は少年に對して非常な効果を有つてはゐるが、しかも少年犯罪の特別の場合即ち輿論が同情を示すことをせず又は被害者の側から見て法律の嚴肅なる威力が示さるべきであると思はれる場合の如きは、凡ての法律上の刑罰から此等の場合の除外さるべき理由は毫も存在しないように思はれるのである。少年が刑の性質執行方法の點からして特別の刑罰に服せしめらるべきであるのは勿論である。此事は一九一九年の獨逸刑法草案に採用せられたもので、刑法改正に關する長い研究の結果刑事學上の種々異つた意見の一致から生れたものである。大部の Vergleichene Darssellung des deutschen und australischen Strafrechts は此の研究の一端として擧げ得るのである。

たとへ少年が全く刑法上の責任を有たないものとしても、(傳統的の方針に従つて)、尙ほ且つ吾人は實體法(感化方法及び刑罰)、手續法(特別判事、法律上定められた辯護、凡ての疑問の場合に於ける専門家の鑑定等)、又は刑の執行(特別の戒護方法)等の見地より、犯人の特別の性質に應じて更に亦た異つた行刑制度を得る手段に出でなければならぬのである。

主として感化的並びに豫防的の目的から出でた少年のための特別判事(アメリカの少年裁判所の模範に則りて)に關しては、我がイタリヤに於ては當時立法上の提案に止まつてゐるが(クアルタ案、多くの進歩した國々では已に法律上立派に存在してゐるのである。

(七) 刑法と監獄法規との區別

少年の事件を取扱ふに當つて、有機體の發達上その生物學上の必要と善く副つた行刑管理の方法に對する一般社會の要求は刑法と監獄法規との間に存する區別を分明にするについて好機會を與へるものである。此の二の法律はその屬性が餘りに屢々混淆されて、其の結果刑法を變更せんとするものにして實際には監獄規則の改正を要求してゐるものが往々ある位であるから、此の二の法律の區別を實際に於て證據立てることは興味のあることである。

監獄法の任務とする所は刑罰並びに國家が犯罪者に對して發する法規の執行である。監獄法は主として受刑者の身體並びに精神上の状態を考慮し、正當にして且つ合理的なりと認むる場合には刑罰に代はるべき方法を以て

し、收容者の道德上の進歩改善に力を盡くさなければならぬ。要するに監獄法は出來得る限り犯罪者並びにその犯罪に關して場合に應じて簡別化され得るものでなければならぬ。若し受刑者各自の一身上の状態に適當して行くことができれば之に越したことはないのである。受刑者の分類がその科學上の主義の一貫といふ點とは全く離れて有用なものであるといふのは正に之が爲めである。

刑法は之に反して個人の利害を超越した社會一般の必要に應じて制定せらるべきもので、或幾人かの箇人の改善を念とせる特別な或限定された集團の利害をさへ超越するものなのである。

吾人の見る所を以てすればイタリヤの監獄法は已に一層近代的な人道上の標準と一致して變更が加へられつゝあるものと云つて可いと思ふ。之については一九二二年二月十九日の勅令を擧ぐれば足りると思ふ。此の勅令は多くの點に於て一八九一年二月一日の苛酷な監獄規則を緩和したものである。

(1) Ferris, Sociologia criminale, n. 191f

(3) 結論

最後に結論として一九一九年九月十四日の勅令の志す最も緊切な實際的な目的の實現に欠くべからざる規矩標準を要約すれば次のようになると思ふ。

- (一) 刑法の改正は尙ほ未だ科學的にも證據立てられず又た輿論にも採用されない特別の傾向を有つた獨斷假定から出發してはならない(此れが司法大臣のル・ドヴキユ・モルタラの取つた立場である)こと。
- (二) 社會の要求してゐる最も緊切な防衛が與へらるゝためには、全刑法、改造といふことは一時中止すべきであること(已に擧げられた勅令にも此の意味が含まれてゐる)。
- (三) 我等の感情、社會的の事情、及び永い間の傳統に一致しない司法上の施設は避くべきこと。
- (四) 是に於てカローマ法、獨逸法及び教會法等の要素から生れて十世紀の間永く養はれて來た司法制度に對する社會の了解の上に築かれた「刑法」を一朝にして廢止し、裁判上の保證はあるにしても無いにして、之を單に行政法の一部派とすることは甚だ無

分別な仕事であること。

(五) 犯人の個性を根本的に研究し且つ彼等を社會に復歸せしむるの目的のためには、刑法と監獄法規との間に明確な區別が立てられなければならない。而して只だ或一人に適用せらるべき標準に基いて他の者を改善しようとしてはならないこと。(處遇の簡別化其他)

(六) 吾人は殖民地又は其他最も適當と認めらるる方法により常習犯者を永久に拘禁せんことを提案するものである。

(七) 少年の犯罪に關しては吾人は實體法(感化方法及び刑罰)手續法(特別裁判官、法律上定められたる辯護、専門家の鑑定等)、並びに刑罰の管理(特別處遇)を包括すべき法規の制定に賛同するものである。

(八) 刑罰制度は大部分犯罪の統計に基いて定めらるべきものなるが故に、刑法改正の草案についてはイタリヤの犯罪現象に於て最近に起つた急激の變化に關する確乎たる事實の統計の添へらるるの最も便宜を得たるものなることを吾人は信するのである。

犯罪衝動に對する

特效藥としての外科手術

尋常以下の精神或は肉體上の状態から生ずる犯罪性の可能原因を除去するの目的を以て、今回ベンシルバニヤの東部州立刑務所に收容せられてゐる五人の受刑者に手術が施されたのである。當該受刑者は今病院(監)に在つて、その経過と結果とは仔細に記録される筈である。

手術は監獄管理委員(Board of Trustees)の二員たるエム・ゴツダード博士によつて行はれたもので、助手としては刑務所付きのウンゲルライダー及びジルバーの兩博士と管理局から二人の看護婦が加はつたのである。

第一回の手術は十二月二十八日(一九二三)に十八ヶ月の刑を終了すべき摘換に行はれて、大きな骨片が鼻腔から切り取られたのである。ゴツダード博士は此の男は今迄充分に呼吸をすることはできなかつたのだと説明した。

「異常な状態が彼の抵抗力を弱めたのである。今からは肉體上にも精神上にも今までよりも強い抵抗力を有つ

總ての内臓が

入れちがひ

〔長野の一小學兒童〕

長野小學校の各生徒に對し保健状態を調査した所城山尋常四年生高林盛義(一一)は左にあるべき心臓が右になつてゐるのに疑問をいだき赤十字病院で診察しエックス光線で精密に調べた所ひとり心臓のみでなく右にあるべき肝臓が左にまた右にあるべき胃の跡が左に内臓のごとくが左右あべこべになつてゐることを發見した、併し幾分虚弱なるほか身體の發育には何れ障害とならず結局疾病とは認められぬことが判明した。

ようにならう、尙ほ私は此の男が水眼による機能退化に苦しめられてゐるのを發見した。之も亦抵抗力を弱める力を有つてゐたのである」と博士は云つた。他の三人も同じ手術を受けた。

後の一人は七年の間鼻の中に小石がつかまつてゐた男で、障害物は取られたのである。尙ほ此の短期受刑者の扁桃腺も切開されたのである。

ゴツダード博士の信する所によれば、今病院(監)で診察中の此等の病囚の中には精神上並び肉體上の欠缺のために苦しむてゐた間に罪を犯したものがゐるのである。若し今後の診察で犯罪衝動が前記の手術で除かれたことが分明になつたら、彼等は釋放局(Pardon Board)に呼び出さるゝ筈であると。

ゴツダード博士は曰ふ。

「或種の身體上の欠陥が身體の組織のみならず精神作用にも障害を及ぼすといふことは已に久しく實證されたことである。年齢標準より遙かに低い級中の末席を占めてゐた學校の兒童が、單に扁桃腺や腺腫を切り取つたために快活な元氣旺盛な生徒となつたことは、よく知られた事實である。

之と同じ結果がクリミノロジの上に一様に成就せられ得ないと信じるのは理由のない事である。或る僅かな苦惱が人をして犯罪者たらしむることは屢々あることである。その懊惱を除いたらかゝる事情はなくなるものと私は信ずるのである。

單に受刑者に手術を施したばかりで彼等は凡てを善良な正直な人になることが出来るとは固より思はない。然しながら或る場合に於てはそれが可能であることは私は信じて疑はないのである。

勿論、凡ては尙ほ今實驗中なのである。私は問題を仔細に考慮して見たのである。私が此の管理局に在つた五ヶ月間、私は殆んど毎日に監獄を巡視したのである。而して、少くも私の信念は私自身の觀察の結果の上に築かれたものである」と。

東部監獄で行はれた實驗と關聯して思ひ出さるゝのは“Singing Burglar”（樂隊強盜）事件である。此のSinging Burglar は或る教會の合唱隊の少年で、幾度も強盜を働いたもので、パイラツト判事の審問を受けたものである。

彼は精神病者として手術の施さるべしとの判事の命令

Bilibid Prison in Manila 所務刑ドビリビのラニマ

照參繪口

ビリビド。アリゾンの典獄たるマヌエール・アルザータ氏は私に向つて隠す所なくフキリツビンの行刑管理はドイツ流の原則に則つたものであると思つたが、實

に於けるビリビドアリゾンで、六千人を収容するに足る世界最大の刑務所と稱され得るものである。茲には土人及び白人共に刑期半年以上に及ぶ總ての受刑者を収容するのである。拘禁方法は三級制の階級處遇で、即ち各受刑者は先づ第三級に入り漸次行状作業の成績によつて上級に累進するも

のである。

「刑を科する勿れ、教化せよ」なるモットーに従つて、凡ての受刑者はビリビドに収容せられた第一日より彼等の從來の職業に従事し、或は職業のないものは彼等の好む一つを選んで夫れ／＼専門授業手の指導の下に之を學ぶことが出来るのである。一般に屬する労働者は彼等の自由な労働者の受くと同じ賃金を獲るのであつて労働の取扱で家族を扶助し、又は賃金の一部を以て自己の境遇の改善に利用するも何れなりともその選ぶ所に任せられてゐる。かくして受刑者は釋放の際には金と此の刑務所の作業部（Industrial Division of Bilibid）の免許を所持してビリビドを立ち去ることが出来るのである。ミスター・アルザータは釋放者は訓練の善いために優秀な職工の部類に屬するものであると私に確言した。

ビリビド・アリゾンには終身刑のものも居るのであつて、彼等は一年乃至二年の行状成績によつて終身刑の宣告は三十年に短縮せらるゝのである。而して此時から作業の勤勉によつて釋放の恩典に浴する機會が興へらるゝのである。

で、ノリスタウンの病院へ送られたのである。手術の結果骨の病的形成が腦髓を侵してゐることが分明になつたのである。この骨を切り取つたのでこの犯人の犯罪性の衝動も汚點も悉く拭ふが如く除かれて、その少年は判事パイラツト氏の命令で直ちに釋放されたのである。

此の十五年前の實例がかゝる實驗の最初のもので、爾來アメリカ全土に亘りて多大の注意を惹くに至つたのである。

一九二三、十二、十七パブリック、レッツチャー紙
（一九二四、ニブリゾン、チャールナル轉載）

野尻生譯

蚊帳に蝙蝠と雁

蚊帳は支那に始つたものであるが、我國でば中古時代に用ゐられ、その頃の蚊帳には必ず雁の輪か或は蝙蝠の輪を畫いてあつた。それはいふまでもなく、蝙蝠は蚊を喰ふ動物であるから、一種の呪から描いたので雁を描いたのは、雁は秋來るものであるから、蚊が早く去れといふ意味で描いたのだそうである。

作業の分科に従つて受刑者は看守並びに一般受刑者一人づゝの監督の下に共同してバラツクに住んでゐるのである。彼等は凡て行動は自由で、休みの時間には手紙を書き、且つ喫煙も許されてゐるのである。茲には七十五人より成る音楽隊があつて毎日演奏するので、且つ主たる食事時間前半時間には男女受刑者共同して、此の音楽に伴れて柔軟體操を行ふことになつてゐるのである。

ビリビド・アリゾンには固より立派な衛生機關があつて、病院は千箇のベッドを備へ、別に肺病療養所並びに傳染病の隔離所が設けられてゐる。尙ほ茲に働く看護人は大部分作業部の一般受刑者である。此のアリゾンのパン製造所及び洗濯場には全三級の受刑者が適當の賃金で働くのである。

簡單に言へばビリビドはドイツのフルスプアテル及びフライブルヒの模範監と相似てゐるものである。然しながらフキリツビンの行刑管理については特に目立つて顯著なるものは群島中の數多き刑務所の中に在つてこのマニラの刑務所に施行されてゐる受刑者の分類法である。

已に言へる如く六ヶ月以上の受刑者は凡

てビリビドブライモンに収容されるものであ
る。然し技に一つの制限と云ふべきは受刑
者は一般に四年以上此の本所に留まるべき
でないといふ定めである。技一所謂新精神
と稱すべきもの即ち勤勉と労働の欲びとい
ふものが吹き込まれるのである。其の方法
は、受刑者彼此に當つて作業に勤し且つ
熱心なりと認められたるものは、イワイ・ピ
ーナル・コロニー(イワイの行刑殖民地)に
移されるのであつて、此處では受刑者は
風光絶佳な周囲の中に殆んど自由人として
生活するのである。尙ほ彼は技へ自分の家
族を迎へ、別荘に似たバラックで自立した
監獄もなく自由に生活し労働することが出
来るのである。このイワイに於て何等上官
の命令といふやうなものは存しないのであ
つて、受刑者達は彼等の中から治安委員を
選んで秩序を維持するのである。然しなが
ら或る受刑者が幾度か重大な秩序違反をや
つた場合には、其者は第三位の行刑機關の
管轄に属する所謂矯正院に移さるのであ
る。而して此に至つて其受刑者は自己の刑
期の満了するまで地位の改善を計る機会と
権利とを失つて了るのである。管理當局は
此方法によつて重要な處罰一段を掌裏に収



Berliner Illustr. Zeitsung, 18. Mai, 1921.

昔の情け裁判、其他

封建時代に歴朝東緯の苛酷嚴刑の行はれ
た昔時一在つても法は法として立て、運
用の妙は頗る感服すべき話が残つてゐる。
天保年間、江戸の神田鍋町の火は放火で
あつて、その犯人は自首したのは三時三十
三四才の婦人であつた。奉行所は取調べる
と、婦人は涙を漣の如く流して、鍋町の酒
屋は自分の叔父であるが、此頃物價騰貴し
て女一人の妾では老母の口を養ひかね、叔

父に金三兩の相談をしたが、働き入れぬば
かりか散々に暴目せられ、其が悔しさにそ
の家へ放火しました、それが爲め多くの人
様に迷惑を掛け申渡がありませんでした、御
奉行所へひますと隠すもなく白狀したら、
奉行所は酒屋を證人に喚び調べたに彼女女
の自白に違はざれば、之れを一時の法に照
して火刑に處する判決が下つた。然るに其
判決たるや頗る振つてゐた。曰く犯罪の動
機が親を養ふ孝心に起つたこと不問の至り
であるから、養老金として三兩を貸し與へ
る、就ては今後毎半金一朱宛返納せよ、完
納の上は火災の刑に處するのかりとの旨
渡しであつた。三兩を半一朱宛分納すると
四十八年間を要する、婦人が三時三十三四
であるから八十二才とならねば完納せぬ。
法は曲げないが實は此の孝々を無罪とした
は人情を得た裁判と云ふべきである。
京町で飯倉重恒が 司代であつた時代に
奈良の神鹿を殺せば神鹿殺として死罪に處
せらるべきであつた。當時豆腐屋の店先き
で鹿が豆腐を喰ひたるを主人が立腹して鹿
丁を投げ付けたが運悪く鹿に中つて即死せ
しめた。その時の飯倉の裁判は「それは鹿
で無く犬であらう」とて取調べた。
當時の通行禁制の罰所でも高札を立て
「此の罰所の裏へ廻れば何處へ行ける抜け
道があるがその投道を通るとは相成らぬ」と
有司に於て見る所があつたのである。



活動寫眞に就いて

生 活

一 活動寫眞に多数の者を一堂に集めて觀覽させることや、長
い活動を短時間に映寫し得ることや、「フィルム」を映寫機を以
て擴大して觀覽させることが特長である。故に科學工藝等を講
義の補助として使用するところが歐米の學校に澤山ある。それ
から微細なる感情、濃厚なる感情を映寫して民衆の公徳心を向
上させることも出来るのである。若し發聲活動寫眞を應用して
語學教授をしたならば大なる効果があらうと思はれる。

二 活動寫眞の感想は映畫其のものにも依るけれども、大体に
於て良好なる影響あるものと信ずる。

三 左の三つの感想は其の文、其の想、共に堂々たるものであ
つて、幾度も讀んで見たのである。

□ 此の三つの感想録は何れも一の特色があつて、捨てるに忍
びないからして、三つを同時に掲載して参考に供したのである。

其の一

私がいつも皇室に關する寫眞や、陸海軍
に關する實寫映畫を拜觀する度毎に受ける
印象は、我々大和民族通有の尊皇心、愛國
心である。私は先年、自分が勤務してゐた
或會社の商用で、海外を歴訪し、歐洲諸一
の立憲君主國である英國に滯留中、各地の
「ゴードビル」(我小劇場程度即ち有榮座
位)で、英國「ゴーマン」會社週報中に、
殆んど毎回「ジョージ」五世陛下、或は皇
儲「ウエールス」殿下の御勅語を拜觀した
ことがある。其際、彼等英國々民が、如何
なる虔度心裡で、彼等國家の表徴である所
の皇室に對してゐたか、我々日本人が皇室
に對するそれと、比較するならば其間に
多大の距離を見出すのである。

彼等が「スクリーン」に現れた皇帝の英
姿を見る時は、一番に口笛を鳴らし(極めて
野卑騷擾に)或は拍手喝采し、我々から
見ると一種不快な印象を與へられた事は、

往々目撃した處である、苟も日本人である以上我々が我が皇室に對する場合斯くの如くであらうか、誰しも一様に襟を正し、教養の態度に支配され、嚴肅な感懐に浸つてゐるばかりである。英國民と我國民の對皇室感念は些細な事だが、斯ういふ對照だけで明白に諷刺され、説明されてはゐまいか、敢て我々の諷刺に依る必要もなく、我々皇族たる皇室と英國との較差、延いては愛國心の強弱に至つては思ひ半ばに過ぎるのみ、今更喋々取つてを要しない。

今日外來の不佞全思潮の餘波は動もすると我皇室中心愛國思想を冒瀆しようとしてゐる際に、今回の映画の如き皇室の御動靜或は我海軍の艦艇を遺憾なく抽出した寫眞を我々收容者のみでなく、一般國民に對しても常に拜觀させる機会を多くさせ、又一方古來武士道に育つた我々同胞に、國家の精銳を映寫した映画に接しさせるといふことは、實に愛國心を喚起振作するばかりでなく、皇室と國民との接觸、親睦といふ點よりしても實に偉大なる意義の存する所以と信じて疑はないのである。我々が今回の御成婚記念映画を拜觀して得た所の印象は、單に神秘的な衝動に感奮したばかりで

く感謝せずには居られない事だと思つます 今回の活動寫眞の如き、實に我々の想像を裏切つたもの、一例だと思ひます。莞びきつた我々の心に眞向にあつた映画に依つて切りつけられた時に、誰か感じない者がありません。曩に御仁慈の下詔恩赦の御恩典に浴し、今日前に當日の幽薄を拜觀する時にまたつて我皇室の尊高なる御神威に打たれ、御聖徳の溢きを一層深刻に味ひ得ました。殊に萬端實業に行はせられたには恐らく他立憲王國の類例なき事にして、我々國民の以て好模範とす可き事と存じます。英國等の國民として皇室に對する尊嚴の感念と我國民のそれと比較對照する時にそこに如何に大なる相違があり、又矛盾があるかが見い出されるが、その相違なり矛盾とする處が我が國民性としての特異の美點が發露されつゝあるのだと思ひます。美しく淨化されつゝある我々の生活に無くてはならない人生の何ものかの片鱗を獲得する時に、云ひ知れない喜びに満される事を信じます。

次に觀賞の映画に就て申せば、所謂家庭愛、延いて眞の人間愛を示されたものでせうが、私にはさしたる感動も與へられな

なく、私自身の實驗した彼我尊皇心の對照から得た彌增す所の我等の誇り、君國の光輝に、人知れず國民としての幸福を自覺するばかりである。

第二の「兄弟」と云ふ社會劇に就ては、餘りに我々の期待を裏切ることが甚しかつただけ多く言ふを欲しません。唯蛇足として附言したいのは、須らく將來の教化用映画なるものは、も少し警噓的であり、諷刺的であり、感傷的でありたい。あれ位の低級幼稚なものならば、社會に於て我々が常により以上、より高貴な映画を見出す所で均しく家庭愛なり善惡觀を描寫する以上、「物足りない」とか「月並だ」とか思はせる事、それ既に失敗であり、「教化」の本旨を不鮮明にするばかりか、寧ろ抹殺してはゐまいかと思ふ。最近戲曲方面に現れてゐる傾向から見ても、所謂浮瑠璃の基調とした外面的の善惡觀から、現在の旋律的、内面的の傾向に歸納する社會思潮に準じて、千變一律の所謂勸善懲惡一點張りでは「教化」として我々の如き餘りに鈍感であり、欠陥のある心裡に對して、劇より受ける精神上の歸趨を暗示させる大きな深刻があるかどうかは多大の疑問であらう。心理學より

つた事をうらみとします。自分の社會的生活が餘りにそれらと、かけはなれて居つた結果かも知れませんが、今の自分の心に何等噴入る力の無い淡い感づがしました。赤裸々な自分の希望から云つたならば、教化用寫眞としてはより感傷的な、上調子のものではなく、眞にどん底迄も喰ひ入る様な映画は多々有る事と思はれます。私は之以て上云ふを欲しません。

終りに斯る時代の變化から生用する教誨や指導に對し、受刑中の我々の心緒に結びとし又感奮する處であります。

▼其の三▼

今回の「ヒルム」は御成婚當日の實寫と松竹キネマ撮影にかゝる教訓劇「兄弟」とであつた。而して御成婚式の御寫眞中、二重橋の光景や、品川海頭に威風凛々幾多の輻輳が轟然、巨砲を放ちて御盛儀を壽ぎ奉る壯觀には思はず血沸き肉跳るの感があつたが、豫ての呼物であつた「兄弟」の映画に對しては特別書き立てる程の感想もなかつた。それは社會に在つて種々なる舶來映畫を見馴れて居る私には其の筋や材料が餘りに幼稚極まるものであつたからであらう、殊に「レンズ」の粗惡に基くか、

見る上にも新らしい研究の余地がありはしないだらうか。刑務所收容者が時勢に逆行しない限り當局者の一考を煩はしたいと思ふ。苟も「教化」と銘打つた以上、旋律の餘響があり、「ユーモア」(餘韻)があり、深刻な諷刺の含蓄を豊富に見出す様な映画でありたい。

以上私が今回の映画より受けた印象と、それに關聯した意見を忌憚なく披歴したに過ぎない。妄言多謝。

備考「論文體」は感想録に非ず……とは自分は斷じて思はず可然御諒讀を乞ふ。

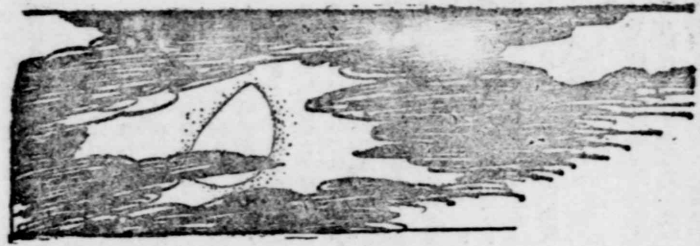
▼其の二▼

時代の變遷か、進歩か、將又要求と云ふのか、私には云ひ表はす可き言葉を知りませんが、兎に角昔時代の牢獄時代から今日の刑務所と云ふ時代になる迄には緩ゆる方面の改革が行はれた事は今日我々受刑中の者にも痛切に感ぜらるゝところであり、が然し我々とても社會に居つた時分には、唯恐ろしい「監獄」と云ふ昔時代の廉價的時代のみを考へ今日如き状態は夢想だにした事が無かつたのです。それが餘りに裏切られる事、甚しいには自ら進受刑者の等し

電光の弱きに因るためか、映畫の甚だ不鮮明にして僅かに映像の動作を認め得るに過ぎなかつたのは、實に靴を隔て、痒きを擽するの慄があつた。然しながら是等の欠點はやがて熱心なる當局者に依つて改良もされ、工夫もされやうと思ふ。私は唯々此の「ヒルム」を透して吾々を誘導感化に努められつゝある官邊の苦心を覺れば好いのであると思ふ。

「不良少年と活動寫眞」など、云ふ問題を刑法學者や、犯罪學者が唯しく論議したのは、私が未だ社會に居る頃であつた。惟ふに一利一害は何事にあつても免れ難いのであるが、此の活動寫眞の如きも將に然りと云ふ可きではあるまいか。即ち此の活動寫眞が、文化の促進に對して多くの奇異をなして居ると共に、また幾多の弊害を社會に齎らしたと云ふ事實は恐らく何人も否定する事は出来まい。活人劍も使用の奈何に依つては忽ち殺人刀である。今や、刑務協會は此の文明の利器を提げて吾等が教化に努めらるゝ。あゝ幾多の不良少年や犯罪者を作り出せる活動寫眞は、やがて幾多の善良少年や忠良國民を作らんとしつゝあるのである。私たちは此の際宜しく猛省一番！今まで悪用し來つたおのが知識や能力を善用に向けなほし、微弱ながらも社會奉仕に務めなければならぬと思ふ。

終りに刑務協會に深く感謝する次第である。



教化用映画に對する感想

—宮津支所—

六月廿七日午後七時三十分より開會、映畫は關東震災實況、皇太子殿下御成婚御實況、兄弟の三種。

一、關東大震災の實況に對しては其當時屢々教誨に於て其狀況を話したるも、今日のあたり映したる幾多の悲痛なる慘狀を見、聞きしに勝るバラツク生活の光景に接しては一同今更の如く思はず「ア、」の歎聲を漏したるもの多し。
二、「皇太子殿下御成婚」の映畫は一同何れも其當時皆深き御恩澤に浴し居れるもののみ

なるを以て、當時を追懐して歡喜の狀溢れ、殊に眼前咫尺の裡に御尊影を拜し奉りては、衷心より敬虔の誠意を披瀝し、殊に減刑の御恩典に浴したるものは歡喜の涙に咽びたるもの多し。

三、「兄弟」は病母を撫る兄弟の心中殊に見の心得違に弟が諫るの邊歎流涕手巾を濕すもの多く、女性の多衆が母たるの立場より我身に引き較べて感殊に深きものの如く一同の心底に徹せるの感あり。女受刑者には此種の映畫は尤も適切にして、殊に前以て其筋書を配布せられたる爲め映寫前に豫め教誨師より其梗概を説明するを得たると、派遣員の親切なる説明とに依り、一般に深刻なる反響を與へたるを見受けたり。

—豊岡刑務支所—

六月二十八日午後七時より教化用活動寫眞を受刑者に觀覽せしめたるに、何れも熱心に觀覽し、中には落涙せしものあり。感激の狀著しく、教化上效果多きを認めたり。映寫施行後觀覽者に就き感想を尋ねたるに其概要左の如し。

一、帝都の震災に就ては豫想外の慘害なると、罹災民の

右往左往する悲慘なる姿を見て同情の念を喚起すると共に、自己現在の境遇を顧み罹災民に比し、不自由なき生活爲し得るには偏に陛下の御恩なりと喜べるもの多し。然し震災後餘り時日の経過し居る爲め、映畫面に現はれたる大なる災禍に比し感動の情は薄かりし模様なり

二、皇太子殿下御成婚の御寫眞に就ては、現在の境遇に在りて御盛儀の模様を拜覽せしことを感謝し、儀式の滞りなく行はせられたることを奉祝すると共に恩典に浴したることを聯想し、此有難き恩召に對しては、刑滿ち出所の曉には眞面目の者となり、皇恩の萬分の一に報んことを誓ひたるもの多かりき。

三、兄弟の映畫に就ては孝心深く且友情の厚き行動に對しては、深刻に感動し、殊に兄が病母を思ふの餘り不正の金によりて、一時の急を救はんとせしも、良心の呵責に苦しみ悶ゆる點に至りては、感極まりて涙を流すものさへあり。弟の諫めによりて以前の明るい生活に立返りたる畫面を見て、自己が從來父母兄弟の教訓に従はず不行跡を爲したることを悔ゆるの觀念を惹起したるもの多き様見受けたり。

附記

職員間の意見を綜合するに、映寫と説明を兼務せらるゝは困難なるのみならず、往々に説明の徹底を缺く嫌ひあり。遺憾に付經費の許すに於てはなるべく説明者を別に派遣せられんことを望む。

尙映畫の種類はなるべく彼等の感情的色彩を高調せしむるが如き、忠臣孝子に關聯する非劇的のもの、又は名人、達人、偉人等の立志傳の如きものが教化上一層の効果あるべしと思料せり。

—金澤刑務支所—

六月二十五日映寫

▼其の一▲

一、映寫に依り得たる道徳觀念上の利益
イ、千載一遇の御成婚の大典を刑裡に迎へ奉り、且減刑の恩典に遭ひ奉りし私が、今眼前にその御盛儀の實況を拜觀して、國民の一員なりとの強い自覚心が起りました。

ロ、兄弟の老養振りを觀て、私は親に向ひ未だ水一杯ささげし事のない不孝に慚愧しました。

二、映寫に依り現代社會設備の變遷に對する感想
服裝が一般に男女共西洋化した事。

受刑者の身分として獄裡に活動を觀覽し得る事の一太
變遷には驚かざるを得ません、誠に聖代の恩澤には感
泣の外なし、

三、映寫其他の方法に付不備缺點と感ぜし點

映畫場面に不條理の點多し、例へば貧家の室内に柱時
計、茶鍋、茶器等の備付けらるゝが如き、又途中紙入を
惡漢より投げ込むが如き不合理の點。

兄弟卷末に於て今少し幸福の報を具体的に現はるゝ場
面ありたき心地す。

四、興味を感じたる點

六月廿五日は我村の天満宮の祭禮日なるに偶然其夜活
動寫眞を觀し事は一種不可思議の靈感を覺ゆ。

母の衰顔を親ひつゝ兄弟相抱きて、身に振りかゝつた
禍を未然に防ぎ、幸福に導きし其刹那に起りし快感

五、不快の念を感じたる點

孝子專太郎を一人の惡漢が捕へ無慈悲に歐打したる場
面は實に不快に感じました。

▼其の二▲

一、映寫に依り得たる道德觀念上の利益

是多くも天上の御英姿を而かも罪人の身を以て拜觀を

七月十七日午後八時より活動寫眞を映寫し、男女受刑
者に觀覽せしめたるに、這回は特に 皇太子殿下御成婚
の實況を拜し、當時學國一致如何に國民が赤誠を捧げて
奉祝せしかを憶び、衷心感激の狀を顯はし、又可憐の少
年兄弟が克く艱難貧苦と闘ひ、身を忘れて病母の爲に盡
す、殊勝なる孝養振りを眺て、一同暗涙に咽び、且社會
に於ける幾多の誘惑に處するには、須らく克己自制の心
を以て、勇往邁進せざれば、到底征服し難きことを痛感
し、教化訓練上裨益する所不尠を認めたり、
尙ほ意見としては、映寫中動もすれば映畫切損じて觀
衆の凝視を妨ぐるが如きことあるは聊か遺憾に思料した
り。

熊本刑務所

七月十五日點燈時より觀覽資格受刑者一同を教誨堂に
集め、先づ刑務所長より觀覽の心得其他に付懲罰訓授し、
後映畫を觀覽せしめたるが、皇太子殿下御成婚御儀の謹
寫に付、收容者の感想を綜合するに、幽閉の身に於て 兩
殿下の御尊影を拜し且嚴肅なる御盛儀の幽薄を拜觀した
るは生涯の幸福として感喜する所にして、恐懼の至に堪

許されし事に就ても、國民としての自尊心を喚起し、
責任の重き感す。

專太郎が弟正一の諫言を容れ、善に目覺めし點は私を
反省せしめました。

二、映寫に依り現代設備の變遷に對する感想

物質方面にのみ進歩したるを觀て、之を并行して精神
方面をも進歩せしめなければならぬと感す。

三、映寫其他の方法に付き不備缺點を感ぜし點

創作物として觀る時は餘りに其筋書が單純且幼稚なる
ものと思ふ。

今少し壯年に適する映畫を選定ありたいと感す。

四、興味を感じたる點

祝砲相ついで戦艦上より騰々たる煙と共に、海上にた
ゞよい、「君が代」を奏する軍樂に心身共に快絶を覺
へ、莊嚴なりし當日の式典を理想し、知らず心中「君
が代」を唱へました。

五、不快の念を感じたる點

掏摸の男が出るとは餘りに皮肉だと感す。

鹿兒島刑務所

へず、只管欽仰の念と恩澤の普きとに感激し、將來良國
民に更正すべく努力せんことを期する決意の色あるやに
認められたり、次に兄弟の映畫は其の内容豊かにして、
從來の映畫に勝る良フィルムと思はれ、就中彼の兄弟の
母が俺が盲目でなかつたら云々と獨語しつゝ、耐へ切れざ
る間に顔を蒲團に埋むる場面等に至りては一般收容者の
心底も感極まつて轉感涙を催すもの尠なからざるの狀あ
り。一同満足多大の感動を與へたり。尙活動寫眞映寫に
付ては左記數項の希望を有せり。

1. 映寫回數を増加せられ度きこと

2. 今少し回轉を緩かにし、充分に觀覽せしめられ
度きこと

3. 往々映畫と説明との一致を缺く嫌ひあるに付別に
説明辯士を増員し、懇切に説明せしめられべきこと

と。

▼從業員を眞劍に働かす法▲

了解と云ふ事は從業員を眞劍に働かせる上に非常に
有効であります、事業の上には於ても秘密といふ事は禁
物であります。從業員には常に了解を與へて、有り餘
の儘に知らしむるこれが大切であります。



明治天皇御製謹解 (三)

御製を通じて國民の道德を説く

橋田東聲

ことしあらば火にも水にも入らばやと

おもふがやがて大和魂

「ことしあらば」は「事し有らば」にて、一朝事ある時は、の意、教育勅語に「一旦緩急アレハ」とあると同じである。「し」は意を強めるための助辭であつて、別に意味はなし。日本人には昔から義に勇み、有事の日には己れを空しうして君國の爲に奉する一徹心がある。義勇の徳はこれである。古代武士道とか大和魂とか稱せられて、外國人も之を稱賛してゐるのである。武士道といひ、大和魂といつて、一つの國民道德の規範とすれば、いかに

もむづかしく聞え、倫理學者の説明を要する如くであるが、併しそれは決してむづかしい觀念ではない。くだいていへば、この御製に仰せられたる如く、「水にも火にも入らばやとおもふ心」である。君國のためには水火をも死せざる勇氣である。所謂身を殺して仁をなすといふ自己犠牲の精神である。

自己犠牲の精神はわが國民の特性であつて、古來歴史にその例話が少なくない。忠勇義烈を以て知られてゐる史上の英雄豪傑忠臣貞婦の物語は悉くこの犠牲的精神の表現せられたものである。萬葉の一女歌人は詠ふて曰く

わが背にはものなおもふしことしあらば

水にも火にも吾れなけなくに

と歌つてゐる。良人のためには水火をも辭せずといふ健氣な乙女心をうたつたものである。然るに、この自己犠牲の精神は世が下るに従つて、衰へたるかの感がある。

西洋の近代思想の影響のためなぞであらう。誤られたる個人主義、自由主義の餘殃である。けれども自己犠牲の精神は實に國民道德の根軸にして、これなくしては國家も社會も其他各種の國體も到底其生存發達を續けてゆくことが出来ないのである。今日の社會に頻出する害惡の諸相は、階級闘争も男女間の葛藤も家庭の悲劇も、詮じつめれば、之等各關係の當事者の双方に『犠牲的精神』が欠乏してゐるからの事である。犠牲的精神は實に高大方なる品性の要求である。人もし之を缺かば、智も用ふる能はず徳も施す能はず、社會は忽ちにして我利々々盲者の喧嘩場となり了るであらう。世人に犠牲的精神の乏しきことは現代日本の最大欠陥である。

をりをりにおもひぞいづる國のため

心くだきし人のむかしを

心くだきし、は心を勞して、苦心しての意。人のむかし

しを、はむかしの人の意。歌の修辭である。この歌は三十六年の御製で、「思往事」といふ題がある。身命をすてて國事につくした昔の功臣の事どもを折にふれて追想し給ひし御製である。

國家としても、個人としても、吾々が、今現に斯うしてゐることは偶然の事でなく、遠き由來がある。吾々の先人の努力の成果である。吾々の先人は過去に於て、今吾々のうけつぎし「現在」を作るために心血を注いだ。それがために命をおとし、産を傾けた者も少くはない。之に對して吾々は常に報恩の念を有たねばならぬ。吾々はこの大なる遺産を先人より受けて、之を後代の子孫に、完全に、譲り渡さねばならぬ。過去に感謝するは現在を生かし、未來に奉ずる所以であつて、吾々は鎖の一つの環に過ぎないのである。

私は祖先崇拜の意義の小ならざるを考へる。

もつ人のこゝろによりて實とも

あだともなるはこがねなりけり

地獄の沙汰も金次第、といふいは、賢へがある。地

縁の閑事事でさへ金次第である。況んやこの現世の沙汰をや。現世では金ほど有難いものはない、金ほど強い力をもつものはない。されば金あれば愚者も賢者に見え、金なければ智者も阿呆にみえる。人といふ人が、悉く、雨の日も風の日も管々として働いてをるのは、早くいへば、この金を得んがためである。金のないのは所謂「貧乏」で、金の有難がられる反對に、之は又ひどく嫌悪され、苦しいものとされてゐる。『四百四病のその中で、貧ほどつらいものはない』といふ俗語がこの間の消息をつたへてをる。

金はそれ程尊く、有難いものである。又力あるものである。それだけに、之を悪用すれば又恐ろしき結果をもたらす。例へば、正宗の名刀の如きである。名將がもてば天晴天下の名刀としてその名をうたはれるけれども、狂人がもてばいかなる間違ひをひき起すか分つたものではない。危険千萬である。故に正宗の正宗たるには名將がこれをもつを要する。金銭もその通りである。之を使用する人の心によりて實ともなれば仇ともなる。世の罪悪のかけには多くは女と金とがある。金ゆゑにいがに多くの人が罪を犯すことか。金を使つて罪を犯すは金を使

家具塗付上の心得

丹生 左 京 亮

先づ種類としては、スケラツクニス、ヴァニシ、ペイント等塗料の中にも種々異れ共何れも皆重要品たり、スケラツクニス、ヴァニシ等は室内裝飾の光澤を増し、其の美觀を呈するの妙味を有し、又腐蝕を防ぐの特効あり、然れ共スケラツクニスは總て温氣ある箇所に施行し置くは宜からず、かゝる所はヴァニシを良とす、又ペイント等は大部分室外に用途多く、特に腐蝕崩潰を防ぐには最も適當とす、尙又日光大氣等に對しては極めて耐久力を有し、適度の粘性を有し居るなり。

◆ペーパー掛の心得

ペーパー掛は、木の目の通り仕向て掛くるが肝要なり、横擦りをせば横擦の形表るゝ虞れあり。

◆着色 法

着色するには、木材に良く前記の心得にてペーパーを掛け、其より色の標本を本とし、標本なき時は適宜、標本赤地に黒なれば即ち赤練ワンプーを台とし、黒練ワンプ

ふのではなくては、金に使はれるのである。古人も小人罪なし玉を抱けば夫れ罪ありといふた。吾々は金を抱いて罪を犯さぬ心の用意が大切である。

深海の底

深海の底は萬事が極めて單調である。先づ水は静で潮流もなければ波もない。そしてその温度は氷點に近い程冷たい。生き物はと謂へば、魚その他の動物はゐるても、植物はない。是れは、植物は光線があつて始めて生へ得るもので、深海底のやうに闇暗の夜同様な所には、絕對に生へないからである。魚類は多く奇形を呈して、身體の割合に頭や口の大きいものも少くない。それに目や身體から薄暗い燐光を放つものもある。或は、場所が闇黒界であるから、此光は吾々の燈火提灯などの用をなすものかも知れぬ。食物は、植物がないから、海の上層から沈んで来る水族の死骸を主として、その他には互に共食ひするかも知れぬ。

淺海の底

淺海の底は、變化が多く、暖やかである。水温もさほど寒冷でなく、植物も多数に産する。是れは深さ百十間の邊までなれば、光線も多少入り込むからである。波や潮流による水の運動もある。そして魚その他の動物の多いことは、實に驚ろくばかりである。是れは此の所は食物が甚だ潤澤であるからである。乃ち先づ藻の類が多く、又陸上の川が流し込む食物も多く、又共食も自由自在であるからである。

ペーパーを少しづつ加へて色合を計る可し。其の他何色にても調合法右様の次第なり。

◆色素の種類

黄練ワンプー、 黒練ワンプー、 錆練ワンプー、
赤練ワンプー、 プリユウ。

◆ラツク塗付法

ラツク塗付は、先づ着色しある木材、着色なき木材の乾燥を検し、乾燥の分より行ふなり。乾燥なき木材に施す時は、光澤を失ひスケラツク腐蝕すればなり。
第一回塗付後五時間以上乾燥したる木材にペーパーを軽く掛け、手障良くなるを待ち、第二回目の塗付を行ふ可し。第三回も右と同じ。

◆ラツク拭付法

ラツク拭付塗は白綿布等にて綿を手こゝろに包み、即ちたんぽを作り是にラツクを浸し、良くラツクをしぼり出し、温氣位の程度となし拭付可し。

【注意】 拭付塗は光澤を出す目的にして、木材の肌を良くする心得にて塗付を行ふ可し、然る時は艶は自然に出づ。

第二回目拭付を行ふ時は、前記拭付たる木材を十時間

以上經過乾燥を待ち、良くこなしたるペーパーを掛け、塵芥を落し、第二回目拭付を行ふ可し。尙心得は前と同じく第三回目も右様の次第なり。

◇ ラツク拭付へ油を使用する法

ラツク拭付塗に油を使用するときは、ラツクの肉付を非常に迅速ならしめるなり。油は流動物なれ共、水又は酒精等より至つて輕き故、酒精製のスケラツクを沈め以て油は浮き来る、故にたんぼを以て何回も拭付を施行するに至つては、スケラツクの肉付至つて早し。

油使用法は即ちラツク塗付に使用せしたんぼに筆等にて油を塗り付け、ラツク拭付の要領と同様に施行するものなり。

◇ 獨逸式ラツク塗付法

我が國に於ては從來英吉利式、フランス式等を行ひ居りて、獨逸式等は未だ使用し居るを認めず、依つて此處に其の大略を記すことにせり。

獨逸式ラツク拭付塗とは、先づスケラツクを溶解しあるもの二分程と酒精八分の割合にて混入し、至つて薄きラツクを作り之を用ふ。

先づ白く仕上んとする場合は木材に油製の目止を行ひ

は良く塵芥を水にて洗ひ去り、水分を拭ひ取りて塗付を行ふ水分なき程度へ乾燥せしむるは論を待たず。然れ共ヴァニシは流動物なれば、塗付不注意等の所爲ある時は、流動する事あり。

第二回目ヴァニシを塗付するには、第一回塗付あるもの(二十四時間以上乾燥せしめたるもの)を良く砂摺りの(艶並に塵芥を消して塗付可し。其の理由は艶ある時は至つて抵抗力強く(即ち水を弾く性あり)同一ヴァニシと云へ共塗付困難なり、次回塗も前と同様なり。

◇ ヲアニシ押付塗方法

先づヴァニシを刷毛にて敏捷に塗り置き、三時間以上乾燥せしめ(ヴァニシの乾燥の程度を計る)、木ヘラ金ヘラ等にて目止する心持にて押へ込むものとす。(良く注意の上)

◇ 押へ塗の上にヴァニシの塗り方

先づ早く砂摺りを行ひ、以て砂又は塵芥を良く洗ひ落し、且水分を十分拭ひ取り、ヴァニシの塗付を施行す可し。

◇ ヲアニシ磨出法

ヴァニシを塗付あるもの(二十四時間以上乾燥のもの)

ラツクを一回刷毛にて塗付乾燥せしめ、五時間以上經過したるものにペーパー(良くこなしたるもの)を軽く掛け、石粉を適度に振りまき、右の薄きラツク(大なるたんぼを作る)メリヤス類にても可)をたんぼに吸收させ、石粉を振りまきたる儘に拭き付くるなり。但し石粉を木の目に塗り込むが肝要にして、云ふ迄もなくラツクは乾燥の早きもの故自然に力を要す、而して之を何回も行ふ時は自然に木の目は潰れ肌は良くなり、艶は出て、至つてラツクの肉付薄く艶は鏡にも優る。但着色しあるものは凡て輕石粉を用ひ施行の法右と同様なり。

◇ ヲアニシの種類

ポテヴァニシ、コーバールヴァニシ、インサイドヴァニシ、エナメルヴァニシ等あり。

大略右の四種なれ共、尙此の外に種々あり、又ゴールドサイズ等はヴァニシに酷似し居れ共、乾燥力極めて早くヴァニシ等乾燥遅き物に混入せらるゝなり、光澤等はヴァニシに劣らず。

◇ ヲアニシの塗法

ヴァニシを塗るには、先づ木材にラツクを塗り、又は拭付塗等の物はペーパーを軽く掛け、ラツク塗付なき物

を良く砂摺りをし、艶を消し油にて土の粉を練り(油に依つて石油を混入せるものあり)之を布片に着け、度合を計り力を軽く入れて摺るものとす。(此の時間幅一尺長二尺程なれば十五分内外)其の後石油にて拭取り、油気なき布片にて尙十分油を拭き取り、手障良き布片にて適度に磨擦を行ふ可し。

◇ 重クロム酸、亞母尼亞、蓚酸等にて着色法

之等を用ひて着色するには、先づ重クロム酸一封度に對し水六升の割合にて溶解せしめ、亞母尼亞水は其の儘蓚酸一封度に對し水四升の割合にて溶解す可し。

此の着色施行材料は殊にオーク材等に適し、第一回重クロム酸塗後十時間以上乾燥せしめ、第二回目亞母尼亞水を塗り付可し。斯くする時は其の色合極めて雅麗のものとなる。

尙重クロム酸を以て焼と稱し先づ木材を重クロム酸にて腐蝕せしむる法あるも、こは焼と稱するよりも變色と稱する方適當とせんか、然れ共重クロム酸にて着色する時は色赤味を帯び、而して亞母尼亞水を塗付れば若干黒味を生じ、上に蓚酸を塗付ければ色合の付を良くする事を得、尙なる色合となり之を艶消と云ふ。

進 増 率 能

== 記録の整理 ==

第一に考ふべきは「何の役に立つか」と云ふ事である。若し夫れが正しき效用を有するならば、次に現在の方法が果して最善のものなるや否やを檢すべきである。若し其記録が手で書ける物ならばタイプライターで書く方が良くはないか、若しタイプライターを用ゐるならば、ペンを用ゐる方が好くはないか、或は鉛筆を用ゐる方が更に良くはないか、其の綴り方は如何、最良の複寫法を使用してゐるか、書式の大さは適當であるか、大き過ぎはしないか、形状は夫れでよいか、是れは最善の方法であるか等、其他多くの簡単な常識質問を行ふが良い。さすれば今迄知られなかつた色々の事が判るものである。時には種類の異つた多數の書式を合一して一筆に記入し得るやうになる。凡ての不必要なる記入はやがて金錢の浪費であり、最初の程は少くとも、未には大きくなるものである。故に、須く其大きくならぬ前に之を矯正することである。

嘗て米國の或會社ではルーズリーフ式帳簿用紙に特別の記録をつけてゐた、此の記録の保有費は一箇年七千弗であつた、然るに研究の結果此書式に記載の事項は他課に於ても別に蒐集しており、而かも是等の帳簿は殆んど参照せられない事が判つたので、遂ひに全然之を廢止したのである。其の結果一年七千弗を節約することが出来たのである。又他の會社では、或不時の場合を豫想して其必要に備へる爲め、非常に念入りのシステムを案出してゐたが、此記録を滿一年保有してから、豫想した不時の場合が殆んど無いと云つても宜い位偶にしか起らないことを發見した。

== 絹織物工場 光度増加と能率變化 ==

實驗の結果、錦紗工場に於て擦り硝子三十二燭光を使用した場合には却て其能率を減じたが、其他の場合に於ては、午後五時より六時に至る一時間には、其能率の増加は最高九九%、最低六%である。又午後五時より七時に至る二時間の間に於ける其能率の増加は二十七%、最低一%、平均一〇%である。又此實驗に於て、二十四燭光の電球使用が既に好影響を與へると云ふことを見たな

原理は未だ十分廣く行はれず、現今に於ては主として女工に應用せられて居るのである。

== 笑 の 効 用 ==

— 事務統率家の一考に資す —

笑は、一般に弛緩作用の効果があることは否定されない。各人が思ひ／＼に煙草を一服喫ふよりも短い時間を以て、モット簡單に、有効に、完全に、衆人一齊に精神及筋肉の休養整理の用を爲すものは、氣持よく、活潑に、快適に、發せられた笑ひの善良なる傳染性に如くものがあるまい。

或役所の寫眞係の一室に、輕妙洒脫なユーモラストが一人居た。其男に如何な缺點があつたか、同僚達には分らないが、先般行政整理の爲めに淘汰された、所が彼のユーモラストが居なくなつて以來、他の十人餘りの同僚者の仕事の成績が總體に鈍くなつた。察するところ、彼の上役は彼が時々滑稽を演ずるので、眞面目な仕事の妨げになると思つて忌諱したのであらう。然るに事實は全く其反對の現象を呈したのである。

此一事、事務統率家の一考に價すると信ずる。

らば、羽二重工場の現況である八燭光若くは一〇燭光の電球は、速に變更すべきものではないかと思はれる。即ち、取付け、位置の變更又は反射笠の變更に依て、如何なる程度迄能率を向上せしめ得べきか、或は二十四燭光以上に改むべきか、更に又一般照明法を如何に施設すべきか等の事項は、特に科學的に研究するの必要があると認む。

== 休憩時間と生産高 ==

休憩時間の按配が如何に重大なる役目を爲すものなるかは今更論する迄もなく明かである。ギルブレスの實驗に依れば、ハンカチ疊みに従事せる女工に六分間毎に作業を休止せしめ、且每一時間の終りに六分間の自由休憩を與へた結果、生産高は以前の最良週間の三倍に上つたのである。シー・エフ・ノツベル氏は從來一時間に十六箇の生産を爲せし労働者に對し、二十五分の作業時間と五分の休憩時間とを設定した結果、生産高は一時間十八箇に増し、其後十分間の作業時間と二分間の休憩時間とを配置して、一時間に付き二十五箇の生産を得たのである。休憩時間の制度は多くの工場に採用せられて居るが、其

二 絹織物工場に於ける温度及湿度と作業能率

(農商務省工務局調査に據る)

温度と能率との相關値

絹織物工場に在つては、温度攝氏二十度乃至二十一度(華氏六十八度乃至六十九・八度)の領域を能率上適當と認められるを以て、假に二〇・五度を其標準温度と見做し、此温度と一日平均温度との温差を求め、此温差と作業能率との相關値を求めれば次の如し。

- 羽二重(熟練工の場合) 〇・七三二
- 全 (普通工の場合) 〇・二〇三
- 佛蘭西縮緬(普通工の場合) 〇・四八二
- 絹 納(普通工の場合) 〇・三〇四
- 錦紗縮緬(熟練工の場合) 〇・二一四
- 全 (普通工の場合) 〇・四四六

即ち、標準温度に對する作業場内の気温の差と能率の相關値は、一日平均気温と、能率の相關値と等しく、羽二重熟練工に於ては、密接の關係に立つことを證すれども、其他の場合に於ては左迄著しくない、乍併尙〇・四若くは〇・五の相關値を示せることを注目せねばならぬ。

織物工場の適當温度であるとせば、常に此標準に近接せる温度を有する地方は、絹織物工場地として適當であるといふことが出来る。

換言せば、我羽二重工場の多くは、工場内に於て、人工的に温度の調節を行ふのでなく、場内の温度及湿度は常に自然力に支配せられるから、將來人工が自然に打ち勝ち得べき設備を講ぜぬ限りは、地方的に湿度多く、同時に相當の気温を有する地域を選んで工場を設けねばならぬ。

羽二重の工業地として有名な福井市及其附近一帯は、一箇年を通じて温度の高い地方なることを知ることが出来る、即ち三四五の三箇月を除けば、他の月は皆八〇%以上の湿度を示してゐる。乍併気温の二〇度を超えるのは六七八九の四箇月のみである。而して温度及湿度の關係より云へば、六七八九の四箇月は、絹織物工場として適當なるを察し得られる。

次に福井市一帯の地域は、晴天日數の少い地方にして曇天及雨天が多い、故に偶々晴天に遭遇する時は、心氣俄かに爽快を覚え、其結果能率上に好影響を與ふるは推測するに難くない。

温度と能率の相關値

温度は七五%乃至八%を以て理想とするを以て、七七・五%を假に標準湿度と見做し、此標準と一日平均湿度とを求め、此湿度と作業能率の相關値を求めるときは、

- 羽二重(熟練工の場合) 〇・一五〇
- 全 (普通工の場合) 〇・三三三
- 佛蘭西縮緬(普通工の場合) 〇・〇七七
- 絹 納(普通工の場合) 〇・二八〇
- 錦紗縮緬(熟練工の場合) 〇・二七四
- 全 (普通工の場合) 〇・三五二

即ち、標準温度と一日平均湿度との差の作業能率に對する相關値は一日平均湿度と作業能率の相關値よりも、約一、五倍乃至二倍大の消極的相關を示せるも、之を温度の場合に比すれば、餘程の間隔があると云はなければならぬ。要之、工場内の温度及湿度は、寧ろ温度がより大なる要素の觀あれども、湿度と温度との協同影響並に日照時と光度の影響等を詳細に研究すべき餘地があると云ふことが出来る。

絹織物工場地として、屋外の湿度の相當に高いことが緊要のことである。假に湿度七五%乃至八〇%を以て期

二 晝夜業と体重並びに疲勞狀況

科學的調査に依れば、夜間作業に於て體重減少し、作業終了後の疲勞は、晝業終了後の夫れより大なるものあり。深夜作業場を臨検するに、其休憩時間は作業場内に止まつて談話し、甚だしきは機械の間に身を構へて瞬時の睡眠を貪る者あり。作業了れば直ちに部屋に歸りて臥床し、夜業期間の一週間は殆ど日光下の戶外生活を爲すことが出来ない有様である。斯かる生活を長期間營む時は、往々に健康を害することあるべきは自明の理である。保健上看過することの出来ないことである。

△ 海底の畫工

英國のブリツチャードといふ人物は海底畫工として有名な人である自國附近の海底は愚、南洋にまで出掛けて、諸方々の海底を畫いて廻つた。氏が海に入るときは必ず潜水衣を着て、海底では適當の場所に陣取つて、そこに陸上通りに畫架を置いて繪具と刷毛とで繪を畫くのである。氏の話には、場所によると、海底は恰も花壇のやうで、美しい色の種々の珊瑚や、其他の蟲類の集まつて居る景色は、陸上の人の池も想像し能はざる所、又藻が林のやうになつて、丘谷の間に生へてゐる狀は陸上の山水に、少しも異らぬといふことである。又その藻の間を綺麗な魚が泳いでゐるのも却々に捨て難い風景で、これらは陸上で見ることの出来ないものであるとのことである。



奇蹟的效果を日光療法 挙げつゝある

太陽光線に觸れることの不足が往々にして消化器系統の過勞を起さしめるのは、主として紫乃至紫外線の不足が人體に過分の脂肪攝取を必要とせしめる結果を招く事から來てゐる。瑞西國レイジンのロリア博士は右光線によつて廿年來盛に骨、關節其他の結核の治療をやつて居る。氏の言によれば同病に對しては該光線よりも有力な薬はないと云はれてゐる。

先づ患者が來るとこれを南面した高い露臺に二三日間住まはせて見る。斯くて愈よ特有の光線療法に入るのであるが、其方法は患者は先づ車輪付きの固い蒲團を敷いた露臺に横臥したまゝ露臺の上に運び出され

露臺 三晝夜
澤庵漬 二時間にて減少十時間にて全く無菌
味噌 一時間にて著しく減少三時間にてなくなる
味噌、「ほうれん草」のひたし、まぐろの煮附、葱の味噌汁、生豆腐、生の野菜、お茶の新漬二十四時間は多数に生存し其れより減少四晝夜は生存
梅干 二分間にやゝへり五分の後には無菌
上等の酒、並酒 一時間にへり三時間にて無菌
甘酒、牛乳には殺菌力なし
食酸中には五分間に著しく十分間に無菌となる
三杯酢にすれば少し殺菌力へり三十分間に著しく減少す一時間に無菌となる
杉葉の湯りたるものには二百以上多数存在
乾きたるものでは二晝夜は存し三晝夜には無菌となる
田舎饅頭は三時間にして著しく減り五時間にて無菌
羊羹は 一時間にして著しくへり三時間

て、其脚部を數分間宛の間を置いて五分間宛三度太陽光線に露出される、次の日には同じ箇所を十分間宛三度膝の邊迄を五分間宛三度、と云ふ風に徐々に上部に及ぼして行くのである、醫者は此間患者の皮膚の變化に就て嚴密な注意をして行くそして顔だけを除いて全身に及ぼす頃には、一日の露時間、夏の早朝、冬の日中共三乃至四時間である、患者は只日に焼けるだけで膿泡を見る様な事は決してない數年の重患に備んだ者も僅かの日數の内に効果を表はして來るさうである。

子供の汗疹と桃の葉の湯

連日の蒸し暑さで四五歳以下の皮膚の抵抗力の弱い幼児は夥しい汗疹で困つてゐる向が多い汗疹そのものは、化膿する心配は無いが掻いたりこすつたりすると膿んで醜くなり痛みを感じるから早く手當をする必要があるが、今一番よい方法を示せば一日朝夕二回程入浴又は行水をつかはして亞鉛葉を湯に浸つて置くか桃の葉の湯に入れ

食品に附着せるチ フス菌の壽命

チフス菌の日本食品中に於ける生存期間は二木博士の實驗に依ると左記の如くにして、其の中でも梅干や味噌漬中では直ぐに死滅するがマクワ瓜に附着すると死滅せざるのみならず却つて増殖すると。

米飯 四晝夜に至るも菌多數
刺味 二晝夜
大根おろし 二十四時間に減少し四十八時間に著しく少數
わかばおろし 二十四時間に著しく減少

にて無菌
翁飴及飴、カステラ 一時間にて無菌
ウエーファース、カステラパン 五時間にて少數
饅頭餅は一時間以内に無菌となる果物は皮をむくものならばナイフで注意すればよし
夏ミカン五時間にして無菌
林檎、梨子、水蜜桃 五時間にて少數存
マクワ瓜は 五時間にて少しもへらぬのみならず却つて菌量をます

潮位による 地震豫知法

多年潮位と地震關係を研究中であつた銚子測候所長前田氏は毎月の平均潮位の變化によつて豫知法を發見近くその研究を發表するはずであるが潮位と地震の關係あることについては古くからいはれてゐるが完全なる標準潮位の新發見は學界に一大貢獻をなすであらう、右につき前田氏は語る『大地震の前には潮の變化があるとの漁師の言から研究を思ひたつたので、毎月平均潮位

が三尺五寸から四尺までの間にあるときは地震があつても大地震とはならないであるが、これから下つても上つても大きな、そこで、その潮位の變化から大地震を豫測されるのであるがこれを最近の實例について見るも大正十一年九月廿二日の東京灣強震のときは平均潮位三尺一寸六分(最近の最低潮位)昨年六月二日銚子の強震のときは四尺一寸八分、九月一日の大地震の際にはその前の平均潮位が四尺六寸八分(最近の最高潮位)であつた、安全な標準潮位は三尺五寸から四尺まで、あるが、今一回強震の結果をまつて發表するはずである、現在の平均潮位は三尺九寸の安全圏内にあるから、當分大地震はあるまいと。

夏の飲み物

【氷やアイス】
【クリーム嚴禁】

暑い真中に氷とかアイスクリームとかを急に多量に攝取すると胃の粘膜の温度の冷却からその平生の生理的作用を失ひ麻痺と貧血とを起し胃液の分泌の變調と胃加害

兒を誘起する。その結果病原菌に對する抵抗力の減弱、消化不良を必ず起すものであるから誰しも警戒しなくてはいけない。併しながら、氷やアイスクリームや水水や事實夏の人々の胃の内毎日この危険を具體化してゐるのである。各家庭では特に子供に氷とアイスクリームと氷水を厳禁せよばならぬ。そして麥湯、葛湯、餡湯、湯ざましと新鮮な果實汁をこれに代用せられたものである。(佐伯博士談)

山の氣象海の氣象 變化が來たら注意肝要

山で一番危険なのは雷雨で、これは入道雲が現れ一天暗黒となると共に雷鳴を伴つてくるからすぐわかる。また長く旅行すると色のついた日景が出るのを見るこれは二三日たつと天氣が悪くなる前兆、雲で見るとうろこ形をした積巻雲が出る間に見ると天氣が變る、このうろこのつぶが大きくなつて積巻雲になつた場合は大夕立がある、颱風が高い山にきた場合にも颱風の位置が低い時は山の上では影響

を被らない時があるのも注意すべきことだ。山にとまつた時山では夜間山からかなり強い風が吹くのが普通で日の出後は谷からの冷風がおとされる、これが反對になつた場合は變調を覺悟せねばならぬ、概して天氣は西から東に移るから西の空をながめて自分で注意するの必要だ。海ではうねり(土用波)が最も危険でこれは低氣壓の前兆だから十分警戒しなければならぬ、次ぎは山とおなじ雲や海陸風(通常は日中海から陸へ、夜間は陸から海へ吹きよせる)の方向で見分ける、暴風が上陸すると海水を押し上げる津波となるから遠ざからねばならぬ。(國富技師)

室内の湿度調節

空氣はあたゝまる程澤山に水蒸氣を含むから冬にくらべて梅雨から夏、夏から秋にかけては大變な水を含む、これを計算してみますと、一立坪の空氣は一合五勺程の水を持つてゐる、梅雨等は特に衣類食品を損し、流行病も暖たかくなつてくると共に

濕つてくると大變にはやりかける。又あまり濕りすぎてゐる空氣中におりますれば身體からだす汗がなか／＼乾かない、衣類はしと／＼するのみならず大變むしあつて時には仕事をすのむいやになる。それ故工場に於ては職工の能率は低くなるし事務所では仕事がかどらない事になる、又一方にあまり空氣が乾きすぎてゐても風邪等をひきやすいので米國の様にあまり乾いてゐる所では毎日時々冷たい水を飲む習慣をつけて身體から蒸發される水を供給しなければならぬ、濕分の一番に衛生的なところは七十パーセント前後がよいのである。(理化學研究所磯部甫氏談)

交換室に 涼しい設備

炎暑とたゝかつて活動する夏の電話交換局の設備については從來種々研究され殊に本年は復興途上にある各局の設備不完全のためその炎熱が甚だしいので種々研究の結果果來年度から復興に着手する東京市内八交換局には防暑設備としてアドソール冷房装

置を完全することになつた、交換局は機械の關係上夏季でも室を全く開放することが出来ないのでも、夏は室温を密閉して湿度の浸入を防ぐので夏は一層の暑さで交換手の苦さも中々である、アドソール冷房装置はアドソールで完全に乾燥させた空氣に水をスプレーして吹きそれを多量に交換室に送るので九十度位の暑さはすぐ五十度位にするのようになる、先ごろの行別議會でもその議席に小しく實驗して、非常に好成績だつたのでいよいよ新交換局にはこの設備を完成することになつた。

空氣清淨法

醫學博士 佐々木秀一氏談
室内に紙片や糸屑、髪の毛などが散亂してゐても、それは見た目に不潔なだけで、衛生上には何等の危険もない。然しそれ等の現實の繊維が磨り切れて細かくなると、鼻や口の奥、氣管にまで侵入して有害となる。殊に日本産敷では、これらの動植物纖維の塵のほかに、惡道路より來る礦物性の砂塵が、疊の内部に侵入して人が歩いて

うき立つ。その上を、子供は飛びまはり、幼児ははひまはつて、類と塵をすつてゐる客人はその塵の上になら／＼しく兩手を叩いて、叩頭しつゝ、その塵をすひ込んでゐる、病人の寝てゐる枕元を、人は遠慮もなく楯で塵をおほり立て、わざわざ病人に吸入させる、塵に對する無智の結果は、思ふだにぞつとせざるを得ない。

更にその掃除法がまた頗る滑稽である。今日大抵の家庭では、帚と「はたき」とを使ってゐるが、砂塵や毛塵は「はたき」をかけて掃き出しても、一旦飛揚してはやがて再び落下する。無論目に見える大きな塵は掃き出されるが、目に見えない(然し日光のよく射す所では、目にも見ゆる)細かき塵は、掃除のすんだ頃再び元の所に沈んで來る。これ恰も疊の上の蠅を帚で掃き出すやうなもので、愚の極みである。寧ろ滑稽である。尤も風通しでも大いによければ、飛揚した塵も忽ち風のために吹き飛ばされるが、風のない日はこまる。空氣の流通の悪い室もこまる、「はたき」をかけて帚で掃いた後は例の雑巾掛け、これがまた形式一片のもので、黒くなつた雑巾、濁つた

水、それ等を不潔といふはおかしい。疊の上の塵として目にとまらぬ時に既に不潔なのである。その疊の上に手をついて物を食する時に不潔なのである。斯かる不合理なる掃除法を廢して、電気仕掛けの吸ひ込み掃除器でも使用するやうになれば結構だが、日本の多くの家庭にはまだその能力がない。

私の考案した自動掃除器は、齒車の作用を利用して自動的に常に新しい布面を繰出す装置になつてをり、極はめて便利である。その布は手拭一筋で足り、しかも三尺幅の廊下なら七、八間、疊なら二十疊を、常に新しい布面で四分か五分で見事に拭き得る。これは立つたまゝ使へるから、衣類を痛めず手を濡らさず、時間を空費しない。またその拭いたあとの布面をしらべて、どんな種類の塵が、どんな分量にあるかを知るの用に供することも出来る。

叙任

看守山田 寛(釧路)

任看守長給八級俸札幌少年刑務所勤務ヲ命ス

札幌少年刑務所兼務ヲ命ス

看守長 根田兼治(札幌)

同 後藤孝治(同)

同 高橋敏郎(同)

同 小嶋房吉(小菅)

同 長谷文一(同)

同 山本巳之吉(同)

同 妙圓蘭弘吉(同)

同 夏目善太郎(市谷)

同 川島爲與吉(同)

同 吉岡利兵衛(同)

同 木下弘(同)

同 平方義孝(同)

同 中村利義(豊多摩)

給七級俸

月俸六三圓給與

給八級俸

月俸七〇圓給與

月俸六七圓給與

同

給七級俸

月俸六三圓給與

給七級俸

給五級俸

給七級俸

月俸六〇圓給與

同

給六級俸

月俸六〇圓給與

給六級俸

月俸七〇圓給與

給七級俸

月俸六三圓給與

北野竹太郎(同)

古谷盛安(同)

中村庄次(同)

北岡重民(巢鴨)

玉木泰作(同)

鈴木亦吉(同)

渡外三郎(同)

谷田傳次郎(同)

中濱亥三郎(横濱)

澤田幸太郎(浦和)

榎本高義(同)

藤下伊一郎(同)

田中繁太郎(同)

花坂四郎(千葉)

深崎林作(同)

西郷民吉(水戸)

山本作藏(同)

梶間織次郎(同)

大島市三郎(同)

清水財次郎(前橋)

任

叙

月俸六七圓給與

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

青木宣吉(静岡)

阿部新市(同)

渡邊治三郎(同)

島田誠吾(同)

飯田忠直(甲府)

田中清一(同)

瀧澤五郎(同)

渡邊清次(長野)

戸谷清助(同)

風間權平(新潟)

富永久一(同)

宇田象三(京都)

守田千松(大阪)

三宅定男(同)

高梨菊若(同)

瀧川捨三郎(同)

多治比宗興(同)

柴田雄治(同)

同

給六級俸

月俸六七圓給與

月俸六〇圓給與

月俸七〇圓給與

給七級俸

月俸七〇圓給與

給七級俸

月俸六三圓給與

同

給六級俸

月俸六〇圓給與

同

給八級俸

月俸五七圓給與

同

給六級俸

月俸六〇圓給與

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

葛原勇一郎(同)

平多修司(神戸)

中谷源一(同)

伊藤嘉六(同)

多田羅喜平(同)

坊垣内晋四郎(奈良)

益山喜三郎(滋賀)

中山勘左衛門(同)

萩原宗一(同)

野際麓(同)

寺崎與太郎(同)

内田徳三郎(和歌山)

森田朋行(同)

渡邊瑛太(徳島)

高橋龜貴(同)

市原福馬(同)

南松太郎(高松)

公文勇(高知)

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

任

月俸七〇圓給與	同	古賀熊彦三池	月俸七〇圓給與	同	齋藤文藏(同)
月俸六七圓給與	同	榮田彌三(同)	月俸六〇圓給與	同	高橋武雄(同)
給七級俸	同	内山茂八(同)	給五級俸	同	赤石元五郎(福島)
給五級俸	同	森永義郎(福岡)	月俸六三圓給與	同	大武鐵(四同)
月俸六三圓給與	同	青木泰修(同)	月俸六七圓給與	同	朝岡晴光(山形)
月俸六〇圓給與	同	山本八百藏(同)	同	同	佐藤久次郎(同)
給七級俸	同	宮本秀夫(小倉)	月俸六三圓給與	同	松本稻城(同)
月俸六七圓給與	同	柴尾半三郎(大分)	給八級俸	同	三留常盤(同)
月俸五七圓給與	同	成瀬定實(同)	月俸六三圓給與	同	藤井秀太郎(盛岡)
月俸六〇圓給與	同	上島善助(熊本)	給七級俸	同	長坂勝馬(青森)
給五級俸	同	長沼秀家(鹿兒島)	給七級俸	同	長内庄之助(同)
月俸六〇圓給與	同	富永與一(同)	月俸六三圓給與	同	後藤兵之助(同)
月俸七〇圓給與	同	西野十介(宮崎)	月俸五七圓給與	同	及川勇(同)
月俸六七圓給與	同	下川彌八(同)	同	同	菅原鶴吉(同)
月俸六三圓給與	同	財津壽郎(同)	月俸七〇圓給與	同	笹村繁儀(函館)
月俸五三圓給與	同	猿渡重雄(同)	月俸六七圓給與	同	木村元吉(同)
月俸七〇圓給與	同	仲地清雄(沖繩)	給七級俸	同	加藤惣吉(同)
月俸五七圓給與	同	立川達文(同)	月俸五七圓給與	同	毛利佐四郎(旭川)
給五級俸	同	吉川清次郎(宮城)	給五級俸	同	伊藤助秀(網走)
給六級俸	同	二瓶伊七(同)	給七級俸	同	上野清一(釧路)

任

給八級俸	同	南條正巳(同)	同	山根義幸(同)	
月俸七〇圓給與	同	井關鈴生(三重)	月俸六三圓給與	同	中尾綱夫(岡山)
月俸六七圓給與	同	永田亥之助(同)	同	同	林關松(同)
月俸六三圓給與	同	木ノ村兵太郎(同)	月俸五七圓給與	同	上野豊(同)
月俸六〇圓給與	同	中川定信(同)	月俸七〇圓給與	同	前田寛一(鳥取)
月俸五七圓給與	同	金杉濟(同)	同	同	井上清次郎(同)
月俸七〇圓給與	同	年末孔胤(岐阜)	月俸六三圓給與	同	田口房治(同)
月俸六七圓給與	同	東郷周吉(福井)	同	同	山根金一郎(松江)
月俸六三圓給與	同	春藤勝三郎(同)	月俸七〇圓給與	同	金子典(松山)
月俸五七圓給與	同	酒井喜太郎(同)	月俸六七圓給與	同	關谷源太郎(同)
月俸六七圓給與	同	北村久則(金澤)	月俸六〇圓給與	同	稻垣正一(同)
月俸六三圓給與	同	實定昌太郎(同)	月俸五七圓給與	同	井川信一(同)
同	同	林仁次郎(同)	月俸六三圓給與	同	三原金次(長崎)
同	同	久保井覺治(同)	月俸五七圓給與	同	土橋惣太郎(同)
月俸七〇圓給與	同	三輪良保(富山)	同	同	森山新之助(同)
同	同	須田安太郎(同)	月俸六七圓給與	同	荒木茂夫(同)
月俸六〇圓給與	同	野村金松(同)	月俸六三圓給與	同	牛島五郎(同)
月俸六三圓給與	同	小田倉一(廣島)	月俸七〇圓給與	同	福田常一(佐賀)
月俸六七圓給與	同	内田鹿一(山口)	日俸六七圓給與	同	牟田初太郎(同)
月俸六〇圓給與	同	上路甚三郎(同)	月俸六〇圓給與	同	中野久三(同)

月俸六三圓給與 同 三浦惣次郎(同)
 月俸五三圓給與 同 金田操(少年)
 囑託ヲ解ク 司法省事務囑託 三宅高寬(少年)
 教誨師ニ任ス 教誨師 竹鼻尙友(少年)
 教誨師ニ任ス 十一級俸下賜小田原少年刑務所勤務ヲ命ス

同 東山惠雄(甲府)
 教誨師ニ任ス 十一級俸下賜甲府刑務所勤務ヲ命ス

同 教誨師 吉留義憲(少年)
 教誨師ニ任ス 十一級俸下賜姫路少年刑務所勤務ヲ命ス

同 千輪英性(神戸)
 教誨師ニ任ス 十一級俸下賜姫路刑務支所勤務ヲ命ス

同 堀川實然(岐阜)
 教誨師ニ任ス 十二級俸下賜岐阜刑務所勤務ヲ命ス

同 大村曉心(横濱)
 教誨師ニ任ス 十級俸下賜札幌少年刑務所勤務ヲ命ス

同 小川啓亮(大阪)
 教誨師ニ任ス 十二級俸下賜鳥取刑務所勤務ヲ命ス

保健技師 三宅高寬(集鴨)
 依願保健技師ヲ免ス
 看守長 栗田一郎(小田原)
 月俸七〇圓給與 依願免本官
 同 川添敬三(京都)

豐多摩刑務所勤務ヲ命ス 同 西郷民吉(水戸)
 京都刑務所勤務ヲ命ス 同 石川猪太郎(市谷)
 月俸六七圓給與 水戸刑務所勤務ヲ命ス 同 北野竹太郎(豐多摩)
 市谷刑務所勤務ヲ命ス

同 教誨師 藤澤精雲(奈良)
 教誨師ニ任ス 十二級俸下賜小倉刑務所勤務ヲ命ス

同 織田信行(廣島)
 五級俸下賜依願教誨師ヲ免ス

同 黑瀬知圓(小倉)
 廣島刑務所勤務ヲ命ス

同 朝鮮總督府檢事 深澤新一郎
 兼任朝鮮總督府事務官叙高等官三等

朝鮮總督府典獄兼總督府事務官 土居寬申
 免本官專任朝鮮總督府事務官

臺灣總督府典獄 志豆機源太郎
 (各通) 臺灣總督府事務官 水越幸一
 陸叙高等官三等

(各通) 臺灣總督府典獄 松本助太郎
 關東廳典獄補 町田徳次郎
 陸叙高等官六等

刑務令規 質疑問答

勅令第百五十四號 (大正十三年七月三日)

大正十二年勅令第二百八號中左ノ通改正ス
 「朝鮮總督府監獄官吏」ヲ「朝鮮總督府、臺灣總督府及關東廳ノ監獄官吏」ニ「朝鮮總督之ヲ行フ」ヲ「朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ關東長官之ヲ行フ」ニ改ム

附則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)
 大正十二年五月五日公布 勅令 第二百八號
 朝鮮總督府監獄官吏ノ功勞記章ニ付テハ大正十一年勅令第四百四十七號ヲ準用ス但シ同令中司法大臣ノ職務ハ朝鮮總督之ヲ行フ

(大正十三年四月二十九日司法省行刑局長照會)

指紋事務ニ關シ照會ノ件
 全國各警察官署ヨリ犯人前科ノ有無調査ノ爲、當省指紋部ニ對シ指紋對照方照會シ來ル件數日々尠カラサル處右照會ノ警察官署作成ノ指紋ハ押捺シタル處ニシテ此ノ分類ヲ施サス、當省ニ於テ分

類ヲ爲スモ印寫不十分ノ向モ有之鮮明ヲ欲キ從テ多クノ手數ト時同トヲ要シ自然遲延スルヲ免レズ敏速ヲ必要トスル犯人調査ニ至大ノ影響ヲ來スコトモ相成ヘク候間自今對照照會ノ指紋原紙ニハ所定記載ノ外左ノ要件ヲ具備致候様全國當局(御運達相煩度候)左記

一、各指ノ同轉印寫ヲ努テ鮮明ナラシムルコト
 二、同轉印寫ノ各指ノ指紋ノ分類ヲナシ其ノ下部ノ原紙指定欄ニ價ヲ記入スルコト

三、警察官署名ヲ明記スルコト、
 (大正十三年七月十四日內務省警保局長回答司法省行刑局長宛)

指紋事務ニ關スルノ件
 本件ニ付四月二十九日行甲第五四五號ヲ以テ御照會相成候處右ハ客月六日廳府縣長官ニ對シ委細通牒及置候條爲念申進候也

(大正十三年七月十七日司法大臣官房保護課長通牒刑務所長宛)
 釋放ヨリ再犯ニ至ル期間調
 備考編ノ記載方ニ關スル件通牒

過般御進達相成候様記調ハ執務上大ニ參考ト相成候處備考編ノ記載方區々ニ互リ居候ニ付テハ最後ノ釋放官署名、再犯ニ陷リシ事情、再犯ノ罪名刑期、保護會ニ對スル感情ハ必ス之ヲ同編ニ掲記スルコトニ致度其旨管内保護會(移際相成度候)追而既出ノ同調書ニ敘上事項ノ記載ヲ缺如セシ向ハ此際至急追報セシメ進達相成度候

(大正十三年七月十九日司法省行刑局長照會)

検事部長 検事正 刑務所長 少年刑務所長宛
減刑ヲ受ケタル者カ加重刑決定ニ因リ刑期ヲ
變更セラレタル場合刑ノ執行方ニ關スル件
別紙爲參考申進候也
(別 紙)

(大正十三年七月一日名古屋區裁判所檢事正宛)
司法省行刑局長宛

減刑ヲ受ケタル者カ加重刑決定ニ因リ刑期ヲ
變更セラレタル場合刑ノ執行方ニ關スル件照

標記ノ件ニ付目下差蒐リタル左記問題有之疑義相生シ候ニ付至急
貴局ノ御意見拜承致度何分ノ御垂示相煩シ度候
記

甲 累犯者乙ナリト偽名シ大正十二年十一月十五月初犯者トシテ懲
役十月ノ判決ヲ受ケ同月二十一日確定シ服役中本年一月恩赦ニ浴
シ其刑期ノ四分ノ一即チ二月十五日ヲ減刑セラレ七月十五日ノ刑
期ト爲リタルニ累犯者甲ナルコト發覺シタル爲メ本月四月二十九
日懲役三年六月ノ加重刑決定ヲ受ケ確定シタリ此場合業ニ減刑セ
ラレタル二月十五日ヲ控除シ三年三月十五日ヲ執行スヘキモノナ
ルヤ

(甲説) 加重刑決定ニ因リ刑期ヲ變更セラレタルモ其前ニ於ケル
二月十五日ノ恩赦ニハ浴セシメサルヘカラス即チ裁判所ハ前ノ
判決ヲ以テ言渡シタル懲役十月ニ二年八月ヲ追加シ三年六月ノ
刑更ニ變更シタルモノナレハ二月十五日ヲ控除シタル三年三月
十五日ノ執行ヲ爲スラ正當トス

第一説 刑事訴訟法第五百五十六條第一項一號ニ依リ檢事カ附帶
控訴ノ申立ヲ爲シタル以後ノ未決勾留日數ヲ本刑ニ通算スヘシ
第二説 刑事訴訟法第五百五十六條第一項一號ハ主タル上訴ニ付
テ規定シタルモノニシテ附帶控訴ニ關シテナシテ同條第一項
二號ハ檢事ノ主タル上訴以外ノ一切ノ上訴ヲ包含スヘキヲ以テ
本問ノ合モ亦之ニ該シ被告控訴申立以後ノ未決勾留日數全
部ヲ本刑ニ通算スヘキモノナリ
第三説 刑事訴訟法 五百五十六條ハ主ル上訴ニ付キ規定シタ
ルモノナレハ附帶控訴ノ申立ハ同條未決勾留日數通算ニ關係ナ
シ
(大正十三年七月二十六日司法省行刑局長回答)
鳥取地方裁判所檢事正宛

未決勾留日數通算方ニ關スル件回答

六月二十七日第八八二一號ヲ以テ標記ノ件照會相成候處檢事ニ非
ル者ノ控訴ニ附帶シテ檢事カ控訴ヲ爲シタル事件ニ付實質ニ於テ
原則決ト符合セサル判決ヲ言渡シタルトキハ檢事ニ非サル者ノ控
訴モ結局其ノ理由アルニ歸スルヲ以テ刑事訴訟法第五百五十六條
第一項第二號ニ則リ檢事ニ非サル者ノ上訴申立後ノ未決勾留日數
全部ヲ本刑ニ通算スヘキモノト思料致候

(乙説) 恩赦後ニ於テ確定判決ノ刑期ヲ變更シ改メテ三年六月ノ
加重決定ヲ爲シタルモノナレハ前ノ恩赦ニ依リ更ニ三年三月十
五日ノ刑ニ變更セラルヘキ理アルヲ見ス換言スレバ恩赦ニ依リ
二月十五日ヲ減セラレタル刑期七月十五日ニ累犯者タル所以ヲ
以テ二年十月十五日ヲ追加シ三年六月ノ加重決定ヲ爲シタルモ
ノト解スヘキモノナレハナリ
(大正十三年七月十九日司法省行刑局長回答)
名古屋區裁判所檢事宛

減刑ヲ受ケタル者カ加重刑決定ニ因リ刑期ヲ
變更セラレタル場合刑ノ執行方ニ關スル件照

七月一日記第五二九三號ヲ以テ標記ノ件御照會相成了承右ハ甲
説ヲ相當ト思料致候

(大正十三年七月二十六日司法省行刑局長 通牒)

刑事訴訟法ニ關スル質疑問答ノ件
檢事部長 檢事正宛
別紙爲參考差進候也
(別 紙)

(大正十三年六月二十七日鳥取地方裁判所檢事正宛)
司法省行刑局長宛

未決勾留日數通算方ニ關スル質疑問ノ件
被告ノ控訴ハ理由ナク檢事ノ附帶控訴理由アリシ場合ニ於ケル未
決勾留日數通算ニ付キ左ノ數說アリ疑義ヲ生シ候條至急何分ノ御
回示相成度候也

藻の生長

海底の藻と云へば、吾々は直に昆布、若芽、ヒジキ、トコ
ロテンなどを想ひ起すが、之らが海底に生へて居る状態は、
場所によつては、實に盛なものである。ダーウインの旅行
記に、南米マゼラン海峡底に生へて居るマクロシスチス
といふ藻は、その葉の長さが千尺以上に及んで、その繁茂
の状は熱帯地方の大密林同様としてある。

藻の多いのは水族の爲

海底には何故に藻がさう盛に生へてゐるかといふには是れ
は此の所に多い魚その他の水族に食物を供する爲である。
淺海に水族の多いことは、此の淺海こそ魚の最も多い集
窟である。今日までの調べによると、魚は、種類こそ暖い
地方の海に多かれ、個数は寒い地方の海に最も多い。鯉、
鯽、鮭、鱒等の北方の海に、年々幾千萬とも知れないほど
捕れるのも、全く以上の事實に基いて居る。そして是れは
吾太平洋ばかりでなく、大西洋もさうである。



刑務所の

移轉と復舊工事

數年前から移轉改築の計劃があつた真鴨刑務所は同地方方面は最近に著しく發展を來たし、人家が稠密して來たことと昨年の大震災で大破損を生じ、多大の修繕を要するために、いよいよ移轉改築されることに決定し、四ヶ所(經事業經費三百十萬圓を追加豫算に計上された。移轉先きは目下各方面に就き調査物色中)の二箇所外府中に決定した。又横濱刑務所も五ヶ年經理事業として二百二十一万圓で改築する筈だが、横濱市に於て他に適當なる土地を提供すべき由であるから、之れも不日確定して移轉することになる。又横濱裁判所も他に移轉せざる筈である。小菅刑務所は百十七萬圓、豊多摩刑務所は九十八萬圓、浦和刑務所は十一萬六千圓、水戸刑務所四萬六千圓、甲府刑務所一萬二千圓、小田原少年刑務所は十六萬二千圓といづれも大修繕を加へることになつてゐる、此の外震後の應急復舊費として小菅、務所外十數ヶ所の爲めには既に合計百二十八萬圓で夫々工事を急いでゐるのである。八王子支所は修理を要する所大なるが爲めに殆んど全部に涉りて改築せねばならぬこととなつてゐる、從て改築後の同支所は全く一新したるものとなるであらう。

受刑者の發明品

財團法人帝國發明協會は受刑者の發明考案に關し其成否、鑑別致に特許局への出願手續等は一切無料にて取扱ふことに協議決定した、之れに就き先頃行刑局長から各刑務所へ受刑者の發明考案を助成せしむることに通牒され、更に既報の通り通牒も附せられた、之れが爲めに既に福井刑務所外數ヶ所から二十餘名の發明考案の審査の申出があつたので先頃行刑局から右發明協會へ審査の爲め夫々回付された、千葉刑務所の受刑者で理髮刀の發明をなし既に專賣特許となり又數個の實用新案登録せられたものがある、詳細は同所の報告を得て更に詳細報道する。

第二回 刑務教誨

練習所開所式に於ける

練習所長、行刑局長の挨拶と祝詞

(開所式舉行のことは既報せり)――

本多刑務教誨練習所長挨拶

刑務教誨の事業は、事業そのものが派手でない爲めか従前より此事業に従事するのを希望する者が尠なく從て優秀なる人物を得ること困難であるよりして、教誨の成績も充分挙げられなかつたのである。此の爲めに近年司法當局に於かれては精神教化促進

の爲めに、或は教誨師の待遇改善、或は教誨に密接の關係ある少年保護、釋放者保護の方面にも留意されることは、我々は非常に感佩の至りである。併し我々はそれの報ゆるに足る仕事を居るであらうか、社會に副ひ、佛祖の御心に適ふて居るであらうか、省みるとき慚愧に堪へない、それが爲めに、兩本願寺は教誨師の立派なる人物を養成せねばならぬより、昨年来刑務教誨練習所を設け、優秀なる人物を集めて、實務教科の練習を爲さしめ、大いに斯道の爲めに盡さんと期するやうな次第である。今期の入所生諸君は刑務教誨の一新紀元を劃するの中心人物たる迄に奮闘せられんことを希望に堪へないのであります。

泉二行刑局長祝詞

凡そ刑務教誨は其の人を得なければ其の目的を達する能はず、現在では充分でなく、更に一層の向上に努力せねばならぬのである。今日の地位は甚だ御氣の毒であるにも拘らず、一身を



市谷刑務所復舊工事

掛けて刑務教誨に當らんとせらるゝ御志が實に私は謹有いと思つてお迎へしたのである。

刑務教誨事業を遂行するにはそれに関する知識を要することは勿論にして、練習所の開かれるのも此知識を得る爲めに外ならぬのであらうと思ひます。然し教誨師として最も重要なことは學問よりも熱誠と同情と、人格が一番大切なことである。赤襟々に自分の同情と熱誠とを以て彼等と艱苦を共にするといふ位の精神家が寧ろ此教誨には最も適當するものではなからうかと考へます。臆目も觸らないで眞に佛の心を以て、彼等を眞の人間の道に導くといふ考を以て行かうといふ丈の御心掛を最初からお願ひしておきます。

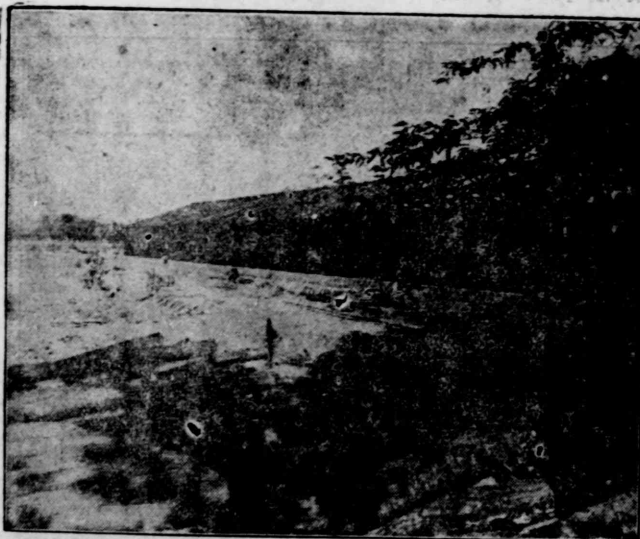
廣島縣聯合

保護會の宣

傳保護デー

刑務所製品の即賣會

廣島縣聯合保護會にては去る五月廿四日より廿六日に至る三日間保護デーと定め、廣島刑務所にて箆筒、火鉢、木箱、食器其他の指物、反物類、吳座等數十種五千五百餘點を譲り受け、陳列即賣會を開催したところ、三日間の入場人員二千九百九十八人、賣上總額四千九百八十五圓五十一錢に達した、此の内設備宣傳郵券人夫賃其他實行諸費を控除して純收得金四百六十七圓八十四錢あつた。今回の試みに於いて多大の収益を上げ且つ社會に對しても保護思想の鼓吹に良好なる反響を興へたれば今後も毎年少くも二回開催し將來大なる成果を得んとの意向である。



大分組立部了をたつよ輸入織材組立家屋坪四百六十六坪高切務刑
（所用管小）。るす用使に場工を之はで所

特許出願公告済み

高知刑務所で優雅な加工紙發明

合せによりて製造せんとするに在る。

高知刑務所では熱心に和紙製造法の改良を企圖し兒島所長は森木技手を指揮して手漉法による優良品の生産に腐心しつつあつたが其の結果昨年十一月一種優雅なる加工紙の製造法を發明し特許出願の處今般右出願は公告されたから不日專賣特許の手續に及ぶと。該發明は南京麻袋廢物の如き麻沓料を特に七〇の苛性曹達溶液を以て蒸煮することを特徴とし以後普通法に依り解舒し漉き上げた濕紙（濕床）に楮皮又は三極を原料とする糞紙（反古紙）を再解舒したる紙料を漉き合せて成る板目紙代用強靱厚紙製法法に係り其の目的とする處は麻沓料を使用するに拘らず固有の汚色を呈することなく優雅なる鮮明淡褐色を呈する板目紙代用の強靱厚紙を漉き

暑休を利用して酷暑の帝都に労働する學生團

學生仲間には避暑だ、旅行だを稱して平素の倍も三倍も親の腰をかじる者も多いが中には二ヶ月の休暇を利用して酷暑の東京に労働の神聖な汗を流す學生も昨年頃からめつきり殖えた、何しろ夏の東京は労働の供給力が非常に減少するばかりでなく夏に於てのみ特別に必要な労働も尠くない。例へば氷配達とか撒水人夫などである。斯うした短期的な職業は、休暇を利用して稼がうと云ふ學生に取り「持つて来い」の適り役で、氷配達や製氷會社あたりからの需要でありて報酬は住込み賄付きて、三十圓見當である。撒水夫も各區役所からの需要であつてこれは日給一圓七八十錢どころである。新聞配達などは學生の夏の労働としては條件の有利な方で朝、夕二回の配達で住込み賄付

一十五圓から三十圓まで、おまけに晝間は休だから讀書をするなり晝寝をするなり自由なので希望者が多い。



工中事務所の高八十尺のさあも（管小後所）のさ八十尺一尺の米のる

國際労働機

關とは何か

國際労働局東京支局

世界大戰の終に結ばれた平和條約（聯合國とドイツ、オーストリア、ブルガリア、ハンガリーとの間のヴェルサイユ條約、サンゼルマン條約、ヌイー條約、グラントリアン條約）は何れも労働に關する同様な一篇の規定を含んでゐる。

この一篇はパリ會議に於ける國際労働立法委員會の審議結果になるもので、その規定に於て國際労働機關といふ一つの國際機關が新たに設立される。

この機關の設立された目的は

れてゐる。平和條約中に賃金労働者の権利が國際的に確認されたことは、世界歴史あつてから始めてのことである。

その文句を平易にすると左の通りである。
國際聯盟の目的は世界一般の平和を確立するにある。而して世界一般の平和はたゞ社會正義の基礎の上にのみこれを樹立することである。

ところが現在世界に行はれてゐる労働状態は多数の人々に不正貧苦、困難を蒙らしめてゐる、その結果として世界の平和や願望を危くするほどの不安をひき起してゐる。それだからかくの如き労働状態を改善することは目下の急務である。こゝに労働状態の改善といふは、例へば労働時間の制限、労働と需要と供給との調節失業の防止、適當なる生活状態を確かに維持するに足るだけの賃金の保証、一般的又は業務上の傷害に對する労働者の保護、兒童青年および婦人の保護、老年の保護、不具者に對する保險、外國において雇傭せられてゐる労働者の利益の保護労働組合を活する自由を認むる原則の確認、職争の又は技術的教育の施設その他これ等に類似する事柄である。

どの國が本當に人道になつた労働制度を採用しないにしても、折角自分の國々における労働状態を改善しやうと努めて居る他の國々は、それが爲めに妨碍を受けることとなる。

以上述べた理由からこの條約を締結する諸國は正義と人道との感情に動かされ、同時にまた永續する世界平和を保ちたいとの希望に動かされて次の如く約定する。

國際労働機關は實に前文の主義綱領を現實する爲めに活動することを、その使命とする機關として設立せられた。

との應酬もあるが、今日のところでは特に時局に就ての歸國者はまづ皆無といつてよい。

一方わが國から海外へ出向く旅客も戦後大に増加し最近では移民を除いて年約二萬名に上り、殆ど來遊來客數と匹敵してゐるのである。そこでツーリスト、ビュローではこの方面にも努力することとなり、今や詳滿支那方面はいふに及ばず世界の主要航路鐵道に對する乗車船券の代賣その他旅客査證、ホテル豫約、旅行手形等に關する斡旋まで行ひ、海外旅行も内地同様の安易さで行ひ得るやうに仕向けて居る。現に各省の出張員留學生などの大部分は船室豫約その他一切の旅行手續をビュローに依頼してゐる有様である。

羽越線の全通

青森神戸間が九時間短縮

羽越線が七月三十一日からいよいよ全通したがこの全通で神戸青森間の直通旅客列車は從來から九時間青森新潟間五時間内外青森津間約八時間をそれく短縮される列車の運轉系統の改正と共に列車の時刻も信越北陸磐城羽高幹等の線は全部改正し奥羽東海道山陽線の一部も改正された。

支那公使を大使に昇格決定

但し豫算の關係上實現は來年度から

政府は駐支公使の昇格方針を大體に於て決定してゐるが之に就き先般支那政府から交渉あつた際我が帝國政府の意圖を非公式に傳達して置いたと云ふ事である併し政府が之を實行するには豫算

國際聯盟の本來の構成國である國々及び將來國際聯盟に加盟する國々は、同時に國際労働機關の構成國又は加盟國となる。

この國際労働機關二つのものから成立して居る、一は加盟諸國の代表者の總會であつて、一つは國際労働局といふ常設の事務局であつて、この局は一つの理事會の監督のもとにおかれてゐる。

最近外客渡來の趨勢

ジャパン、ツーリスト、ビュロー

本年に入り本邦渡來外客は多少減少を見るであらうとは一般の豫想であつたが、上半期では前年同期と殆ど大差なく總數約一萬三千名(團體客を含まず)で、支那人を除いては米國人英國人が多く獨佛露人これに次いでゐる。その中に獨佛人は前年同期に比し殆んど倍加してゐる。

年々わが國へ來遊する外人數は最近二萬五千名内外で、その内地消費額は約三千五百萬圓と推定されてゐるが、これは今後渡來外客の増加と共にいよいよ増額すべきは勿論である。この外人旅客の觀光費は外國では國家經濟上非常に重要視され、伊太利などは同國貿易助定の總缺損を主としてこの觀光費(年額六億六千)によりて補填してゐる有様である。わが國でも刻下の經濟状態からして此際大に外客の誘致を計り、その内地消費額を増さしむること最も肝要なのであるが、ホテル設備觀光施設の不備等よりして積極的な誘致策を講じ得ぬことを深く遺憾とするのである。又時局に關聯し在留米國人中歸國を思立つてゐるもの影くあるまい

を必要とし其豫算は次の通常議會を持たねばならぬから結局其實現は來年以後とならう。

やつと出來た

罹災民のバラツクの冷却法

風通しのいい樹木にかまされた家ですら九十度内外の酷暑に悩まされてゐる位でトタン屋根のバラツクに至つては毎日百度位の高温に昇り日中に焼きつく様に照りつけられた温度は夜半に至つても伸冷めず市民の大部分は焦熱の苦みにあへいでゐる、こゝれまで東京市や府内各會などで防暑施設について苦心しバラツクが綠葉化だとか植樹だとか色々やつて見たが少しも利目もなく却て邪魔になる位のものであつたので市の衛生課では科學的の防暑について田村課長が研究してゐたが岸一太博士の考案に基づき炭酸マグネシヤを大豆の煮汁でねつてトタン屋根に塗布しその上にホルマリンを塗るとすつかり凝固して亞鉛板につきこれにあたる太陽光線を放散して充分の防曇力を發揮する事がわかつたので日比谷公園の集團バラツクの約半数に炭酸液を塗布し技手を派して詳細に試験した所これを用ひた家は用ひない家より床上三尺の所で三度八分温度が低く天井裏では四度の低温を示し全く風通しのない所では約十度の差異を生じ非常な好成绩をあげた、百坪の屋根を塗るに大豆汁二斗炭酸マグネシヤ十四ポンド、ホルマリン三ポンドで足りその費用は坪當り八錢乃至九錢で至極低廉なもので一人の夫が一日に百坪以上は樂に塗れる耐久力も一夏は充分である内務省社會局や東京府でも早速之を採用する事になり市では一般バラツク住民にこの炭酸塗布の防曇設備を奨励してゐる。

◇前會長小山 谷田兩閣下へ

肖像畫紀念贈呈

前會長小山澧、谷田三郎兩閣下の功績を記念し且感謝の意を表する爲め肖像畫を作成し一面は本會講堂に掲げ一面は兩氏へ贈呈せんが爲めに、先きに内地刑務所の會員諸賢に對し其資金を募りたるに、有志の諸賢より多なる贊助を得總額壹千九圓の贖金を得たり、本會より三百五圓六十六錢を支出し夫れに補ひ、豫て肖像畫の技に秀でたる井上完氏に依頼し作成中であつたが、先頃完成した、よつて各一面は本會の講堂に掲げ一面を兩閣下に有志諸賢の芳名目錄を添へて贈呈した。有志諸賢の出金額刑務所名は左記の通りである、此の舉を御贊助せられたるを感謝し、併せて茲に報告する。因に其後谷田前會長よりは泉二會長宛挨拶狀が到着した併せて掲げて報道する。

小山前會長肖像畫贈呈寄附金表

小	菅	一五圓	市	谷	二三圓	豊多摩	一五圓
巢	鴨	一五圓	横濱	浦	一七圓	和	一七圓
千	葉	一五圓	水戸	宇都宮	一七圓		
前	橋	一五圓	靜岡	甲府	一五圓		
長	野	二一圓	新潟	京都	一七圓		
大	阪	二〇圓	神戶	奈良	一五圓		
滋	賀	一七圓	和歌山	徳島	一五圓		
高	松	一五圓	高知	名古屋	二五圓		
三	重	一九圓	岐阜	阜	二〇圓		
金	澤	一五圓	富山	山	一五圓		
山	口	一七圓	岡	山	二〇圓		
松	江	一九圓	松	山	二〇圓		
佐	賀	一五圓	三	池	一五圓		
小	倉	一五圓	大	分	一五圓		
鹿	兒	一七圓	宮	崎	一七圓		
官	城	二〇圓	福	島	二〇圓		
盛	岡	二二圓	秋	田	一四圓		
札	幌	二〇圓	函	館	一七圓		
網	走	二〇圓	十	勝	一七圓		
小田原(少年)		一〇圓	川	越(少年)	五圓		
岩	國(少年)	五圓			一〇〇九圓		
刑務協會		三〇五、六六〇	合	計	一三一、四六六〇		

以上三十圓以下、此合計金額七百十圓を五、六の兩月中に贈與した。

◇松井理事より寄附

司法書記官、本會理事松井和義氏長女文子殿死去に付き同氏より香奠返禮に代へて刑務事業の爲め本會へ金貳百圓を寄附せられたるに依り本會は茲に斯業の爲め特に感謝の意を表して御芳志に副はんことを期し、合せて會員諸君に告ぐ尙輔成會へも寄附せられたる由

◇刑務官練習所開始豫告

第十六回刑務官練習所は九月十一日より十二月廿五日迄開所の事に決定した。入所選抜試験は七月十日各刑務所に於いて一齊に執行され、回送された答案を審査し、夫々選抜された。本年は内地刑務所よりの入所生は實務練習の爲め約二十日間早く入所せしめ、實務を研究せしめらるゝ事となり、目下試みられつゝある。尙入所選抜試験問題は左の如し。

試験問題

普通科目

- 一、大震災に就て感ずる所を記すべし
- 右答案は一時間以内とす

◇退職及び死亡職員表彰慰藉

本會々員にして刑務所を退職せられたる石川宮吉氏外百〇五名に對し、會則第八條第五號に依り、夫れ〃五圓以上十二圓已下、又同じく會員にして死亡したる松尾繁人氏外四名の遺族に對して同條第三號に依り金二十圓

大正十三年七月十二日

谷田三郎

刑務協會々長泉二新熊殿

追て寄贈者各位に對し一々御挨拶申述答に御座候得共甚だ乍勝手費會より可然御傳達被成下度願上候

草々敬員

辯護士 大澤真吉著

少年保護論

裝幀米プリン美本
四六版五百頁
定價金貳圓五拾錢
郵稅内地金拾貳錢

社家會庭に於ける重大問題
社家會庭に於ける重大問題
？ 何は

本書は單に不良少年問題を一つの社會相として叙述したる報告書にあらず、如何にすればこの重大問題を解決するを得るやと云ふ著者衷心の念願より徹底的に講究したる得難き結晶なり、即ち單に心理學、教育學的のみ本問題を論ぜず之を生物學、進化論の方面よりも討究せる稀に見る良書なり、必ずや斯學研究の士竝に斯業家の満足を買ひ得んことを信ず

發行所 輔成會出版部
東京市麹町區司法省構内

明治二十七年二月二十六日（第三種郵便物認可）
大正十三年九月一日發行（毎月一回一日發行）